

# 令和2年度 北河内地域水防災連絡協議会 (書面開催)

## 議 事 内 容

1. 【報告事項】 行政 WG (令和元 年1 1月、令和2年5月)の結果について…【資料1】
2. 【議案事項】 規約の改正について……………【資料2】
3. 【報告事項】 北河内地域の防災・減災に係る取組の進捗状況について……………【資料3】
4. 【報告事項】 河川砂防施設の整備及び維持管理等について……………【資料4】
  - ①令和2年度事業予定箇所
  - ②想定最大規模降雨の浸水想定区域図作成のスケジュール
  - ③要配慮者利用施設の避難確保計画策定状況
  - ④おおさかタイムライン防災プロジェクト
5. 【報告事項】 令和2年度 大阪府水防計画の改正について……………【資料5】
6. 【話題提供】 気象庁の動き(大阪管区气象台)……………【資料6】

【報告事項】 行政 WG の結果

令和元年度 第1回北河内水防災連絡協議会 行政ワーキング準備会

日時：令和元年11月7日（木）

場所：北河内府民センタービル 大会議室

（議事概要）

- ・「概ね5年間で実施する具体的な取組」の上半期の進捗状況について、事務局から資料を説明し、構成員による意見交換を行った。
- ・「概ね5年間で実施する具体的な取組」の項目であるタイムライン防災の取組について、大阪府河川室より情報提供があり、構成員による意見交換を行った。
- ・「概ね5年間で実施する具体的な取組」の項目である要配慮者利用施設における避難確保計画の作成に関し、大阪府河川室より情報提供があり、構成員による意見交換を行った。

令和2年度 第1回北河内水防災連絡協議会行政ワーキング

日時：令和2年5月12日（火）書面開催

（議事概要）

- ・規約の改正（組織改編、事務分掌の変更による協議会、行政WGの構成員名の修正）について事務局より資料提供し、各構成員の確認を受ける。
- ・「概ね5年間で実施する具体的な取組」の進捗状況について事務局より資料提供し、各構成員の確認を受け、一部修正意見があった。
- ・令和2年度事業予定箇所、想定最大規模降雨の浸水想定区域図作成スケジュール、要配慮者利用施設の避難確保計画策定状況、おおさかタイムライン防災プロジェクト等について、事務局より資料提供し、各構成員の確認を受ける。
- ・令和2年度の大阪府水防計画の改正点について、事務局より資料提供
- ・大阪管区气象台より、令和元年度の気象情報の改善について資料提供

## 北河内地域水防災連絡協議会規約（改正案）

## (名 称)

第1条 本協議会の名称は、北河内地域水防災連絡協議会（以下「協議会」という。）とする。

## (目 的)

第2条 協議会は、大阪府水防計画や治水施設の状況などを防災関係機関に提供するとともに、「北河内地域」に応じた、水防法第十五条の十で定める水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な連携や協議を行い、洪水、土砂災害などに際し、水防等に関する情報伝達を敏速かつ的確に行うことにより、水防活動等の円滑化を図り災害の被害軽減に資する。

- 2 前項の「北河内地域」とは、別図に示す地域のことをいい、この協議会で防災・減災対策に取り組む地域とする。

## (組 織)

第3条 協議会は、「北河内地域」の防災・減災に関する機関をもって組織する。

- 2 協議会には、防災・減災に関する行政ワーキンググループ（以下「行政WG」という。）を設置するものとする。
- 3 協議会は、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて各種のワーキンググループを新設することができるものとする。
- 4 協議会及び行政WGには、事務を行うため事務局を置く。

## (協議会での連絡協議事項)

第4条 協議会で連絡協議する事項は、下記のとおりとする。

- (1) 「北河内地域」における防災・減災対策の取組に関すること
- (2) 各市間の情報連絡システムの整備
- (3) 各市の水防体制、備蓄資器材に関する情報交換
- (4) 水防災をはじめ、各種自然災害に係わる危機管理等に関する情報交換
- (5) 大阪府水防計画、治水施設の状況などの関係機関への周知
- (6) 地域における雨量、水位等の情報伝達
- (7) その他

## (行政WGでの検討事項)

第5条 行政WGは、前条の(1)(2)(3)(4)の事項において、以下の各号に定める内容について検討等を行うものとする。

- (1) 洪水の浸水想定等の水害リスク情報の共有に関する事項
- (2) 各機関がそれぞれ又は連携して実施している現状の防災・減災に係る取組状況等に関する事項
- (3) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑な氾濫水の排水等を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項
- (4) 各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項等をまとめた「北河内地域」の取組方針の

## 作成及び共有に関する事項

### (5) その他、大規模な災害に関する防災・減災対策に関して必要な事項

#### (協議会)

第6条 協議会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 協議会には、会長を置き、会長は大阪府知事をあてる。
- 3 協議会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故ある時は、会長があらかじめ指名する構成員が会議の議長となる。
- 4 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 5 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者を協議会の構成員に求めることができる。
- 6 協議会は、構成員の同意を得て、書面により開催することができる。

#### (行政WG)

第7条 行政WGは、別表2に掲げる者をもって構成する。

- 2 行政WGの議長は、別表2の構成員のうちから会長が指名しこれにあたる。
- 3 行政WGの運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 行政WGは、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、防災・減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第1項による者のほか、行政WG構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者を行政WGの構成員に求めることができる。

#### (オブザーバー)

第8条 協議会及び行政WGは、関係行政機関及び関係団体の代表者で、その参加が協議会及び行政WGの活動に有意義であると認められる者をオブザーバーとして置くことができる。

- 2 オブザーバーは、本協議会の目的達成のため助言と支援を行うことができる。

#### (会議の公開)

第9条 協議会は、原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 行政WGは、原則非公開とし、行政WGの結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

#### (協議会資料等の公表)

第10条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

#### (構成員の任期)

第11条 関係行政機関および関係団体の代表者である構成員の任期は、当該職に在る期間とする。

(事務局)

第12条 事務局は、大阪府枚方土木事務所が行う。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は会長が定めるものとする。

(付則)

この規約は、平成 3年5月29日から実施する。

この規約は、平成 9年5月28日から実施する。

この規約は、平成12年5月30日から実施する。

この規約は、平成18年6月 6日から実施する。

この規約は、平成19年6月20日から実施する。

この規約は、平成20年6月25日から実施する。

この規約は、平成28年7月27日から実施する。

この規約は、平成30年2月28日から実施する。

この規約は、平成30年5月28日から実施する。

この規約は、令和 元年5月31日から実施する。

この規約は、令和 2年5月26日から実施する。

(別表1)

(自治体)

大阪府知事  
大阪府枚方土木事務所長  
大阪府寝屋川水系改修工営所長  
大阪府東部流域下水道事務所長  
北河内地域地域防災監  
大阪府中部農と緑の総合事務所長  
大阪府守口保健所長  
大阪府四條畷保健所長  
守口市長  
枚方市長  
寝屋川市長  
大東市長  
門真市長  
四條畷市長  
交野市長  
枚方市保健所長  
寝屋川市保健所長  
枚方寝屋川消防組合消防長  
守口市門真市消防組合消防長  
大東四條畷消防組合消防長  
交野市消防本部消防長

(国関係)

淀川河川事務所長  
大阪管区气象台長

(水防事務組合)

淀川左岸水防事務組合 事務局長

(警察機関)

大阪府枚方警察署長  
大阪府交野警察署長  
大阪府寝屋川警察署長  
大阪府四條畷警察署長  
大阪府門真警察署長  
大阪府守口警察署長

(占用事業者)

西日本電信電話(株)大阪支店災害対策室 担当課長  
関西電力送配電(株)大阪北電力本部 枚方配電営業所 所長  
大阪ガス(株)ネットワークカンパニー北東部導管部緊急保安チーム マネジャー  
大阪広域水道企業団東部水道事業所長  
枚方市上下水道事業管理者  
交野市水道事業管理者職務代理者水道局長  
寝屋川市上下水道局長  
大東市上下水道局長  
守口市水道事業管理者

(運輸事業者)

西日本旅客鉄道(株)近畿統括本部工務次長  
京阪電気鉄道(株)工務部長

(別表2)

(自治体関係)

北河内地域地域防災監  
大阪府枚方土木事務所建設課長  
大阪府寝屋川水系改修工営所建設課長  
大阪府東部流域下水道事務所建設課長  
大阪府中部農と緑の総合事務所地域政策室長  
大阪府都市整備部事業管理室事業企画課 参事  
大阪府都市整備部河川室河川整備課 参事  
守口市環境下水道部長  
守口市危機管理監  
枚方市危機管理監  
枚方市土木部長  
枚方市上下水道局上下水道事業部長  
寝屋川市危機管理部長 (危機管理監)  
寝屋川市上下水道局長  
大東市危機管理監  
大東市街づくり部長  
門真市まちづくり部長  
門真市総務部長  
門真市環境水道部長  
四條畷市危機統括監兼都市整備部長  
交野市都市整備部長  
交野市危機管理室長

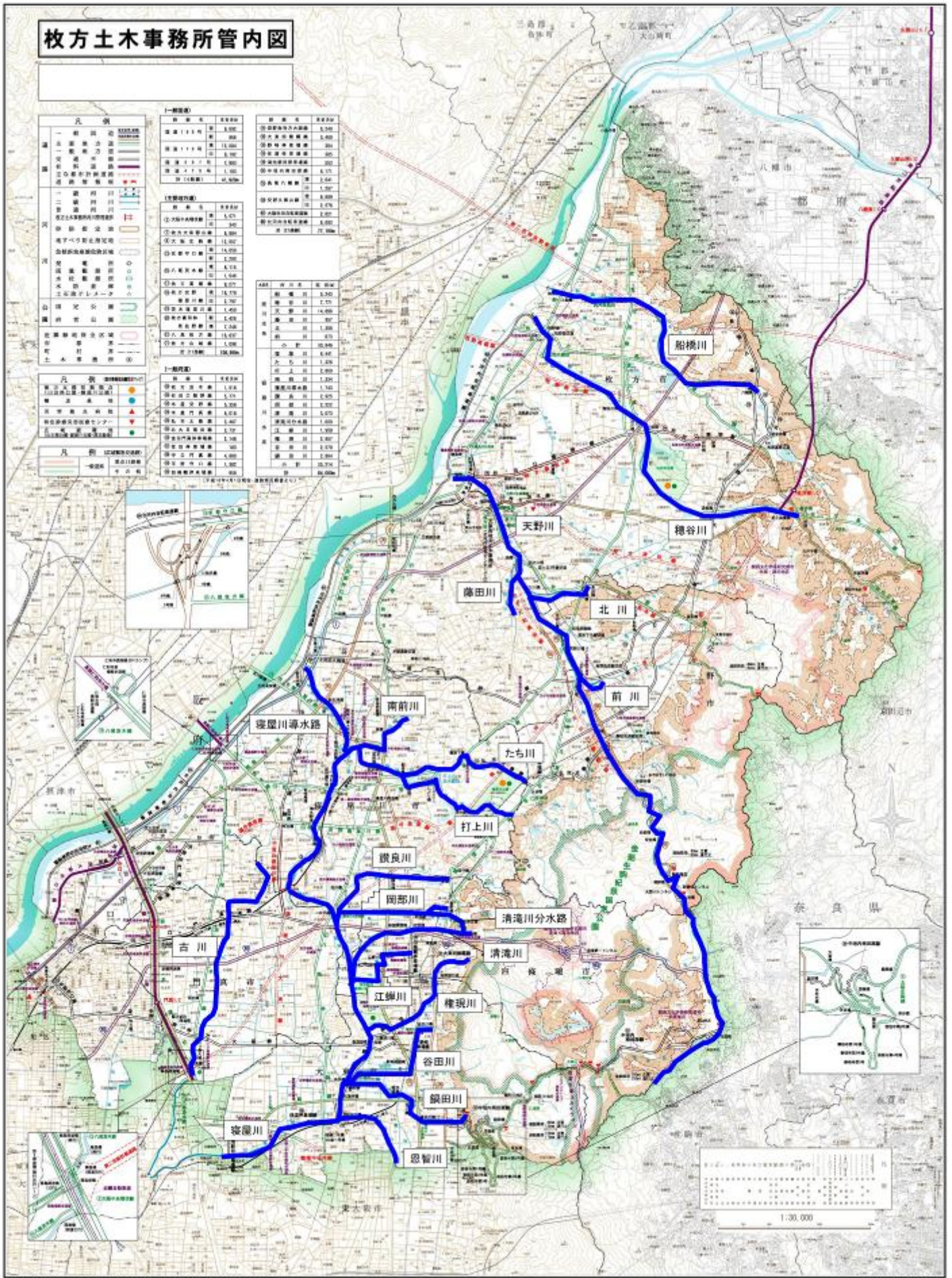
(国関係)

淀川河川事務所 地域防災調整官  
大阪管区气象台 気象防災部 気象防災情報調整官

(水防事務組合)

淀川左岸水防事務組合 総務課長

(別図)



「北河内地域」の洪水予報河川、水位周知河川以外の大阪府管理河川、土砂災害警戒区域を含む。



北河内地域水防災連絡協議会 規約改正 対照表

組織改編等により別表1, 2を変更する

現行規約	改正案規約	備考
<p>(付 則)                      この規約は、平成 3年5月29日から実施する。                      この規約は、平成 9年5月28日から実施する。                      この規約は、平成12年5月30日から実施する。                      この規約は、平成18年6月 6日から実施する。                      この規約は、平成19年6月20日から実施する。                      この規約は、平成20年6月25日から実施する。                      この規約は、平成28年7月27日から実施する。                      この規約は、平成30年2月28日から実施する。                      この規約は、平成30年5月28日から実施する。                      この規約は、令和 元年5月31日から実施する。</p>	<p>(付 則)                      この規約は、平成 3年5月29日から実施する。                      この規約は、平成 9年5月28日から実施する。                      この規約は、平成12年5月30日から実施する。                      この規約は、平成18年6月 6日から実施する。                      この規約は、平成19年6月20日から実施する。                      この規約は、平成20年6月25日から実施する。                      この規約は、平成28年7月27日から実施する。                      この規約は、平成30年2月28日から実施する。                      この規約は、平成30年5月28日から実施する。                      この規約は、令和 元年5月31日から実施する。  <u>この規約は、令和 2年5月26日から実施する。</u></p>	

北河内地域水防災連絡協議会 規約改正 対照表

組織改編等により別表1, 2を変更する

現行規約	改正案規約	備考
<p>(別表1)</p> <p>(自治体)                      大阪府知事                      大阪府枚方土木事務所長                      大阪府寝屋川水系改修工営所長                      大阪府東部流域下水道事務所長                      北河内地域地域防災監                      大阪府中部農と緑の総合事務所長                      大阪府守口保健所長                      大阪府四條畷保健所長                      守口市長                      枚方市長                      寝屋川市長                      大東市長                      門真市長                      四條畷市長                      交野市長                      枚方市保健所長                      寝屋川市保健所長                      枚方寝屋川消防組合消防長                      守口市門真市消防組合消防長                      大東四條畷消防組合消防長                      交野市消防本部消防長</p> <p>(国関係)                      淀川河川事務所長                      大阪管区気象台長</p> <p>(水防事務組合)                      淀川左岸水防事務組合 事務局長</p> <p>(警察機関)                      大阪府枚方警察署長                      大阪府交野警察署長                      大阪府寝屋川警察署長                      大阪府四條畷警察署長                      大阪府門真警察署長                      大阪府守口警察署長</p> <p>(占有事業者)                      西日本電信電話(株)大阪支店災害対策室 担当課長                      関西電力(株)大阪北電力本部 枚方配電営業所 所長                      大阪ガス(株)ネットワークカンパニー北東部導管部緊急保安チーム マネジャー                      大阪広域水道企業団東部水道事業所長                      枚方市上下水道事業管理者                      交野市水道事業管理者職務代理者水道局長                      寝屋川市上下水道局長                      大東市上下水道局長                      門真市上下水道局長                      守口市水道事業管理者</p> <p>(運輸事業者)                      西日本旅客鉄道(株)近畿統括本部工務次長                      京阪電気鉄道(株)工務部長</p>	<p>(別表1)</p> <p>(自治体)                      大阪府知事                      大阪府枚方土木事務所長                      大阪府寝屋川水系改修工営所長                      大阪府東部流域下水道事務所長                      北河内地域地域防災監                      大阪府中部農と緑の総合事務所長                      大阪府守口保健所長                      大阪府四條畷保健所長                      守口市長                      枚方市長                      寝屋川市長                      大東市長                      門真市長                      四條畷市長                      交野市長                      枚方市保健所長                      寝屋川市保健所長                      枚方寝屋川消防組合消防長                      守口市門真市消防組合消防長                      大東四條畷消防組合消防長                      交野市消防本部消防長</p> <p>(国関係)                      淀川河川事務所長                      大阪管区気象台長</p> <p>(水防事務組合)                      淀川左岸水防事務組合 事務局長</p> <p>(警察機関)                      大阪府枚方警察署長                      大阪府交野警察署長                      大阪府寝屋川警察署長                      大阪府四條畷警察署長                      大阪府門真警察署長                      大阪府守口警察署長</p> <p>(占有事業者)                      西日本電信電話(株)大阪支店災害対策室 担当課長                      関西電力送配電(株)大阪北電力本部 枚方配電営業所 所長                      大阪ガス(株)ネットワークカンパニー北東部導管部緊急保安チーム マネジャー                      大阪広域水道企業団東部水道事業所長                      枚方市上下水道事業管理者                      交野市水道事業管理者職務代理者水道局長                      寝屋川市上下水道局長                      大東市上下水道局長                      門真市環境水道部長                      守口市水道事業管理者</p> <p>(運輸事業者)                      西日本旅客鉄道(株)近畿統括本部工務次長                      京阪電気鉄道(株)工務部長</p>	<p></p> <p>• 組織変更</p> <p>• 機構改革</p>



## 目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組の進捗状況

具体的な取組の柱		主な取組内容	公開資料
事項	具体的な取組		これまでの進捗状況 (2019年度末時点)
<b>(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組</b>			
<b>① 情報伝達、避難計画等に関する事項</b>			
1	洪水時における河川管理者からの情報提供等（ホットラインの構築）	・2017年6月から、寝屋川、古川、恩智川、船橋川、穂谷川、天野川のホットラインを構築済み。 ・その他、水位設定している河川について、引き続きホットラインの構築を目指す。	寝屋川、古川、恩智川、船橋川、穂谷川、天野川のホットライン構築済み
	土砂災害警戒情報の見直し	土砂災害警戒情報の基準見直し及びホームページの更新を実施する。	2018年2月に実施済み
3	土砂災害警戒情報の提供（ホットラインの構築）	2017年6月から土砂災害警戒区域等に指定されている枚方市、寝屋川市、大東市、四條畷市、交野市とホットラインを構築済み。	関係5市と枚方土木事務所でホットライン構築済み
4	避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認 (水害対応タイムライン)【広域】	<b>【多機関連携型タイムラインの作成】</b> ・寝屋川流域では、同流域協議会 大規模水害タイムライン策定部会にて、2018年夏の試行版完成を目標に作成する。 ・寝屋川流域以外では、協議会において、広域（複数市に跨ぐ流域）の多機関連携型タイムラインを作成する。	寝屋川流域の広域タイムラインを2018年8月に策定済み  2018年に広域タイムライン策定のための手引きを作成済み
		<b>【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】</b> 作成したタイムラインを実災害や風水害訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、必要に応じて避難勧告の発令基準やタイムラインの見直しや改定を行う仕組みを構築する。	避難勧告発令基準について検討
5	避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認 (水害対応タイムライン)【市域】	<b>【避難勧告型タイムラインの作成】</b> ・2017年6月に府、市の行政間で構築した寝屋川、古川、恩智川、船橋川、穂谷川、天野川のタイムラインを作成済み。 ・その他、水位設定している河川について、引き続きタイムラインの構築を目指す。	寝屋川、古川、恩智川、船橋川、穂谷川、天野川の避難勧告型タイムライン作成済み
		<b>【多機関連携型タイムラインの作成】</b> 市域単位の多機関連携型タイムラインを検討、作成を行い、協議会で実施内容を共有する。	大東市・守口市・交野市にて作成済
		<b>【避難勧告型タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】</b> 作成したタイムラインを実災害や風水害訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準やタイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する。	避難勧告の発令基準について作成済みもしくは見直し予定
6	避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認 (水害対応タイムライン)【コミュニティ】	<b>【タイムラインの作成】</b> 地域（コミュニティ）単位でのタイムラインの検討、作成を行う。	タイムライン作成について今後検討
		<b>【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】</b> 作成した地域（コミュニティ）単位のタイムラインを実災害や避難訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、タイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する。	避難訓練等の実施について今後検討

## 目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組の進捗状況

具体的な取組の柱		主な取組内容	公開資料
事項	具体的な取組		これまでの進捗状況 (2019年度末時点)
7	避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認 (土砂災害タイムライン)【市域】	【避難勧告型タイムラインの作成】 土砂災害警戒区域等に指定されている枚方市、寝屋川市、大東市、四條畷市、交野市においてタイムラインを作成済み。	関係5市と枚方土木事務所で土砂災害の避難勧告型タイムライン作成済み
		【多機関連携型タイムラインの作成】 市域単位の多機関連携型タイムラインを検討、作成を行い、協議会で実施内容を共有する。	交野市で作成済
		【避難勧告型タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 作成した土砂災害対応タイムラインを実災害や避難訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、避難勧告の発令基準やタイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する。	避難勧告の発令基準の見直し等を検討
8	避難勧告等発令の対象区域、判断基準等の確認 (土砂災害対応タイムライン)【コミュニティ】	【タイムラインの作成】 土砂災害警戒区域等に含まれている地域(コミュニティ)単位でのタイムラインを作成する。	タイムライン作成について今後検討
		【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 作成した地域(コミュニティ)単位のタイムラインを実災害や避難訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、タイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する。	避難訓練等の実施について今後検討
9	水害危険性の周知促進	【水位周知河川の拡大】 水位周知河川の拡大について検討する。	想定最大降雨を対象とした浸水想定区域図を踏まえて検討
10	ICTを活用した洪水情報、土砂災害情報の提供	【情報提供の拡大】 ・防災情報メール(登録した希望者へのプッシュ型メール配信)の情報提供河川を拡大する。 ・防災情報メールの情報提供内容を充実する。 ・スマートフォン版のサイトを作成する(洪水情報、土砂災害情報)。 ・2021年度までに水位、雨量情報をアルタイム化する(水防災情報システムの更新)。 ・きめ細やかな土砂災害情報を提供する(土砂災害情報システムの更新)。 ・防災情報の用語や表現内容の見直し(国)。 ・想定最大規模降雨の浸水想定区域図を地点別浸水シミュレーション検索システム(浸水ナビ)に反映する。	水防災情報システムの更新作業に着手 (2021年運用開始予定)  2018年2月土砂災害情報システム更新済み
	危険レベルの統一化等による災害情報の充実と整理		
	土砂災害警戒情報を補足する情報の提供		
11	避難計画作成の	ダムや堤防等の施設について、その効果や機能等を住民等への周知を実施する。	防災講演会などの際に河川改修効果などを説明
	防災施設の機能に関する情報提供の充実		

## 目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組の進捗状況

具体的な取組の柱		主な取組内容	公開資料
事項	具体的な取組		これまでの進捗状況 (2019年度末時点)
12	隣接市における避難場所の設定 (広域避難体制の構築)等	災害リスク情報を踏まえて避難場所及び避難経路を検討し、隣接市への広域避難が必要となる場合は、協議会の場等を活用して、隣接市における避難場所の設定や災害時の連絡体制等について検討・調整を行う。	広域避難体制の構築に向けて勉強会を実施
13	要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施 (水害・土砂災害)	【避難確保計画の策定】 ・地域防災計画への位置づけ。 ・2021年度までの避難確保計画策定と訓練実施の進捗管理を行う。	対象施設の一部で避難確保計画書作成済。 対象施設へ支援を実施
② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項			
14	浸水想定区域図の早期指定、浸水想定区域図の作成・公表等(洪水)	・2020年度までに寝屋川、恩智川、古川、船橋川、穂谷川、天野川で想定最大規模の降雨による浸水想定区域図の作成、公表を行う。 ・その他河川についても、想定最大規模の降雨による浸水想定区域図作成と併せて、本府独自で公表する洪水リスク表示図の更新、公表を行う。	寝屋川、恩智川、古川の浸想図を公表済(2019年3月) 船橋川、穂谷川、天野川、藤田川、北川、前川の浸想図を公表済(2020年3月)
15	基礎調査の実施と公表、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定	・基礎調査1巡目が完了し、2017年度より2巡目の調査に着手、前回からの地形変化について調査を実施し、変化が認められれば速やかに土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の見直しを行い、その結果の公表を行う。 ・調査は概ね5年に1度実施する。	2巡目の基礎調査を実施中 4市で184箇所を実施
16	水害ハザードマップの作成(更新)、周知、活用 ハザードマップポータルサイトにおける水害リスク情報の充実	【洪水浸水想定区域図による水害ハザードマップの作成(更新)と周知】 ・想定最大規模の降雨による浸水想定区域図が作成された場合は、その区域に位置する市は、速やかに当該浸水想定に基づく水害ハザードマップを作成・周知する。 ・協議会の場等を活用して、国が作成する、水害ハザードマップの作成・周知及び訓練等への活用に関する優良事例を収集した「水害ハザードマップ作成の手引き」を周知する。 ・水害ハザードマップの作成、改定後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知する。 ・市は浸水実績をハザードマップに反映させる。 ・市において、水害ハザードマップを訓練等への活用について検討した上で実施する。	ハザードマップの更新、周知済み

## 目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組の進捗状況

具体的な取組の柱		主な取組内容	公開資料
事項	具体的な取組		これまでの進捗状況 (2019年度末時点)
17	水害ハザードマップの作成(更新)、周知、活用 ハザードマップポータルサイトにおける水害リスク情報の充実	【土砂災害ハザードマップの作成と周知】 ・土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域が指定された場合、その区域にある市町において速やかに土砂災害ハザードマップの作成・周知する。 ・土砂災害ハザードマップの作成、改定後は、国において速やかに国土交通省ハザードマップポータルサイトへ登録し、住民等へ広く周知する。 ・市は土砂災害実績をハザードマップに反映させる。 ・市において、土砂災害ハザードマップを訓練等への活用について検討した上で実施する。	土砂災害ハザードマップは、公表済み 国土交通省ハザードマップポータルサイトに登録済み
	浸水実績等の周知	協議会の場等で浸水実績等に関する情報を共有し、市において速やかに住民等に周知する。	ビジュアルボードやハザードマップなどで住民等へ周知
	水害記録の整理	過去の水害記録(アーカイブ)を整理し、ホームページ等で公表する。	近年の水害記録をホームページやパネル等で公表
	災害リスクの現地表示	まるとまちごとハザードマップの設置事例や利活用事例について共有を図り、現地表示を	
	防災教育の推進	・教育委員会等と連携・協力して、国と教育関係者が連携して作成した指導計画の共有と学校における防災教育が充実される取組みを強化する。 ・市町村地域防災計画に定めた学校に対して、避難確保計画の作成、避難訓練を通じた防災教育を実施する。 ・出前講座などによる防災教育を推進する。	出前講座や施設見学会を実施
	共助の仕組みの強化 地域防災力の向上のための人材育成	・協議会等の場を活用して、自主防災組織、福祉関係者、水防団等による避難時の声かけや避難誘導等の訓練及び出水時における実際の事例の情報を共有し、より充実した取組を検討・調整する。 ・防災部局から要配慮者利用施設関係部局へ当協議会等に関する情報共有を実施する。 ・地域包括する。 ・地域包括支援センター・ケアマネージャーと連携した水害からの高齢者の避難行動の理解促進に向けた取組の実施及びその状況を共有する。 ・要配慮者利用施設の避難確保計画の作成の推進するとともに、具体的な取組事例を共有する。 ・地区防災計画の作成や地域の防災リーダー育成に関する市町村の取組に対して専門家による支援を行う。	
	住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進	・市町村におけるマイ・タイムラインやマイ防災マップ等の避難の実効性を高める取組内容を共有する。	

## 目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組の進捗状況

具体的な取組の柱		主な取組内容	公開資料
事項	具体的な取組		これまでの進捗状況 (2019年度末時点)
23	洪水予測や水位情報の提供の強化 危機管理型水位計、河川監視用カメラの整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>協議会の場等を活用して、危機管理型水位計・カメラの設置について、その位置の検討や調整を行い、順次整備を実施する。</li> <li>協議会の場等を活用して、危険管理型水位計の配置状況を確認する。</li> </ul>	北川、前川、藤田川、岡部川、谷田川、清滝川、鍋田川、たち川にて危機管理型水位計を設置済 (2019年3月)
24	システムを活用した情報共有	土砂災害の防災情報ページの更新に合わせ、各市の土砂災害に有効な取り組み事例など様々な情報を共有できるページを作成する。	大阪府にて各市の取り組み状況をHPで公開
25	地区単位土砂災害ハザードマップの作成促進	市は、指定が完了した土砂災害警戒区域等に基づき、要配慮者利用施設を含む箇所は2017年度までに、それ以外の箇所は2020年度までに地区単位ハザードマップの作成を行い、府は作成を支援する（市単位・地区単位）。	ハザードマップの作成推進中
26	応急的な退避場所の確保	安全な避難場所への避難が困難な地域や住民が逃げ遅れた場合の緊急的な避難先を確保する必要があるか検討する。	

## (2) 的確な水防活動のための取組

## ① 水防体制の強化に関する事項

27	重要水防箇所の見直し及び水防資機材の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>浸水想定区域図、洪水リスク表示図の更新委託を伴う重要水防箇所の見直しを行う。</li> <li>河川管理者と関係者による河川巡視点検を実施する。</li> </ul>	渇水期に管内府管理河川の巡視点検を実施
28	水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組）	協議会の場等を活用して、水防団員（消防団員）の募集、自主防災組織、企業等の参加を促すための具体的な広報の進め方について検討する。	定期的な広報の実施



## 目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組の進捗状況

具体的な取組の柱		主な取組内容	公開資料
事項	具体的な取組		これまでの進捗状況 (2019年度末時点)
29	水防訓練の充実 避難訓練への地域住民の参加促進	大阪府地域防災総合演習などで、多様な関係機関、住民参加により実践的な水防訓練になるよう訓練内容を検討し、実施する。	定期的な風水害訓練等を実施し、職員の習熟を図る
	30	水防関係者間での連携、協力に関する検討	大規模氾濫を想定した多機関連携型タイムラインを活用した訓練などを通し、水防団間（消防団）の連携を図る。
<b>②多様な主体による被害軽減対策に関する事項</b>			
31	市庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>市への指定河川の洪水情報、土砂災害警戒情報等の連絡を実施する。</li> <li>浸水想定区域や土砂災害計画区域内の災害拠点病院等の関係者への連絡体制を検討する。</li> </ul>	災害医療協力病院等へ災害用非常電話等を配備。
	32	市庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電機等の整備）	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害拠点病院などの施設管理者に機能確保のための対策実施を働きかける。</li> <li>市庁舎の機能確保を実施する。</li> </ul>
<b>(3) 氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組</b>			
<b>氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組</b>			
33	排水施設、排水資機材の運用方法の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>協議会において、想定最大規模の浸水継続時間の検討と共有を実施する。</li> <li>排水計画作成が必要となる地域の検討と作成を行う。</li> <li>排水計画を実施する。</li> </ul>	寝屋川、古川、恩智川、船橋川、穂谷川、天野川、藤田川、北川、前川の浸水継続時間を作成、流域市町へ説明
	34	浸水被害軽減地区の指定	<ul style="list-style-type: none"> <li>想定最大規模の浸水想定図のデータを市に提供する。</li> <li>浸水被害の発生する箇所については地形データを提供する。</li> <li>市は浸水被害軽減地区の指定を検討、実施する。</li> <li>他事例を情報収集し、共有する。</li> </ul>

## 目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組の進捗状況

具体的な取組の柱		主な取組内容	公開資料
事項	具体的な取組		これまでの進捗状況 (2019年度末時点)
35	流域全体での取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存ストック（調節池等）を活用した治水対策を推進する。</li> <li>・ため池の治水活用を推進する。</li> </ul>	室池、高宮新池などを活用した治水対策を実施
<b>(4) 河川管理施設の整備等に関する事項</b>			
<b>河川管理施設の整備等に関する事項</b>			
36	堤防等河川管理施設の整備・維持管理（洪水氾濫を未然に防ぐ対策）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川整備計画(今後30年)、中期計画(当面10年)に基づき、順次河川整備を推進する。</li> <li>・土砂災害発生危険度の危険度及び災害発生時の影響度から、対策箇所の重点化を図り整備を進める。</li> <li>・河川特性マップを周知、共有する。</li> <li>・河川特性マップを踏まえた河川施設の維持管理(施設の老朽化・堆積土砂・草木対策等)の実施内容を共有する。</li> </ul>	河川整備計画等に基づき、順次河川等の整備を推進。また、河川特性マップを各市と共有
37	本川と支川の合流部等の対策 多数の家屋や重要施設等の保全対策 流木や土砂の影響への対策 土砂・洪水氾濫への対策 避難路、避難場所の安全対策の強化	<b>【2018年の緊急点検 河川砂防】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・堤防強化対策等を整備</li> <li>・樹木、堆積土砂等の撤去（天野川、権現川、江蟬川、寝屋川など）</li> <li>・土砂、流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備</li> <li>・人命への著しい被害を防止する砂防堰堤、遊砂地、河道断面の拡大等の整備</li> <li>・円滑な避難を確保する砂防堰堤の整備</li> </ul>	寝屋川（権現川合流点）、権現川（寝屋川合流部～外環状線）で堆積土砂撤去工事を実施
38	決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫（危機管理型ハード対策）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行整備内容（余裕高部、パラペット、天端部の補強等）を協議会で共有する。</li> <li>・危機管理型ハード整備の整備区間及び、整備の可否について検討する。</li> </ul>	今後ハード整備について検討
39	重要インフラの機能確保	<b>【下水道】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道管理者において、水害時におけるBCPの作成</li> <li>・浸水リスクのある防災拠点や災害拠点病院、上下水道等の施設管理者に対して浸水被害の防止軽減策の支援</li> </ul>	2市で簡易版作成済み

## 目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組の進捗状況

具体的な取組の柱		主な取組内容	公開資料
事項	具体的な取組		これまでの進捗状況 (2019年度末時点)
40	樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画等に基づき、府管理の樋門、水門等の改修を推進する。</li> <li>・計画等に基づき、府管理の水門等の自動化・遠隔操作化などの整備を推進する。</li> <li>・確実な施設の運用体制が必要な施設の抽出と体制を検討する。</li> </ul>	樋門、水門等の改修を推進する。また、計画に基づき、水門等の自動化・遠隔操作化などの整備を推進
41	施設管理の高度化の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>【施設管理におけるドローンの活用】</li> <li>・今後の国からの情報提供を踏まえ、活用方法を検討する。</li> </ul>	国や府域の活用事例を参考に活用方法を検討

## (5) 減災・防災に関する国の支援

減災・防災に関する国の支援			
42	水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援	交付対象事業を周知する。	防災・安全交付金の効果促進事業でハザードマップ作成等が可能
43	適切な土地利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リスク表示図の公表を実施する。</li> <li>・関係機関（市開発窓口へのリスク表示図備え付け、不動産関係事業者、農業委員会でのリスク周知など）へ水害リスクを周知する。</li> <li>・開発申請者などへリスクを周知する。</li> </ul>	開発申請時での洪水や土砂災害リスクの周知。 改訂する寝屋川、古川、恩智川の浸水想定区域図・洪水リスク表示図の公表
44	災害時及び災害復旧に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害復旧事業にかかる市支援として研修やマニュアルの充実を図る。</li> <li>・大阪府における災害復旧事業の事務手続きを詳しく記載した「災害査定マニュアル」を更新する。</li> </ul>	都市整備推進センターと共催で、災害復旧・査定研修を実施
45	災害情報の地方公共団体との共有体制強化	統合災害情報システム（Dimaps）の利用促進に向けた国との調整を図る。	統合災害情報システム（Dimaps）の活用に向け、国からの依頼に基づき、活用状況調査を実施
46	補助制度の活用	土砂災害特別警戒区域内の既存家屋の移転・補強に要する費用の一部に対し、補助金（住宅・建築物安全ストック形成事業など）の適用を可能とするため、市は要綱の作成を行い、積極的な補助制度の活用を推進する。	市において補助制度を設置し、HPで周知

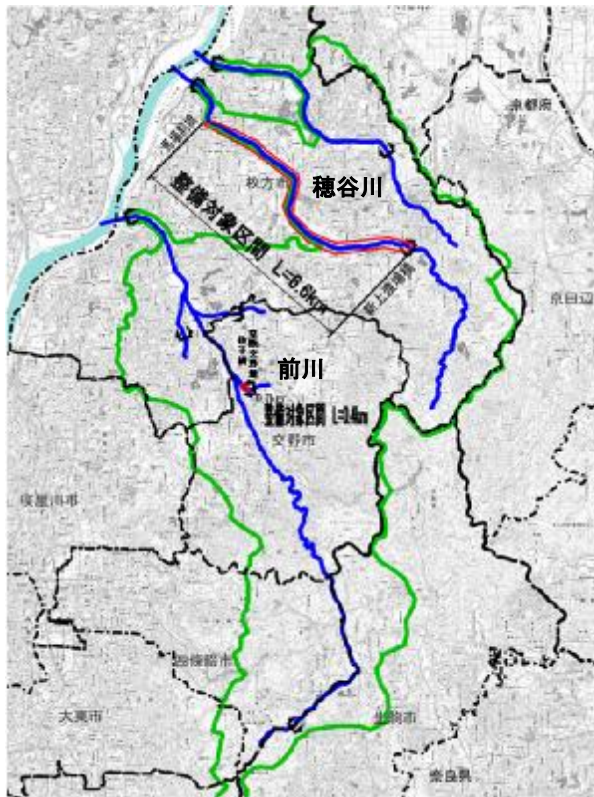
# 令和2年度 事業予定箇所

# 河川管理施設の整備等（計画）

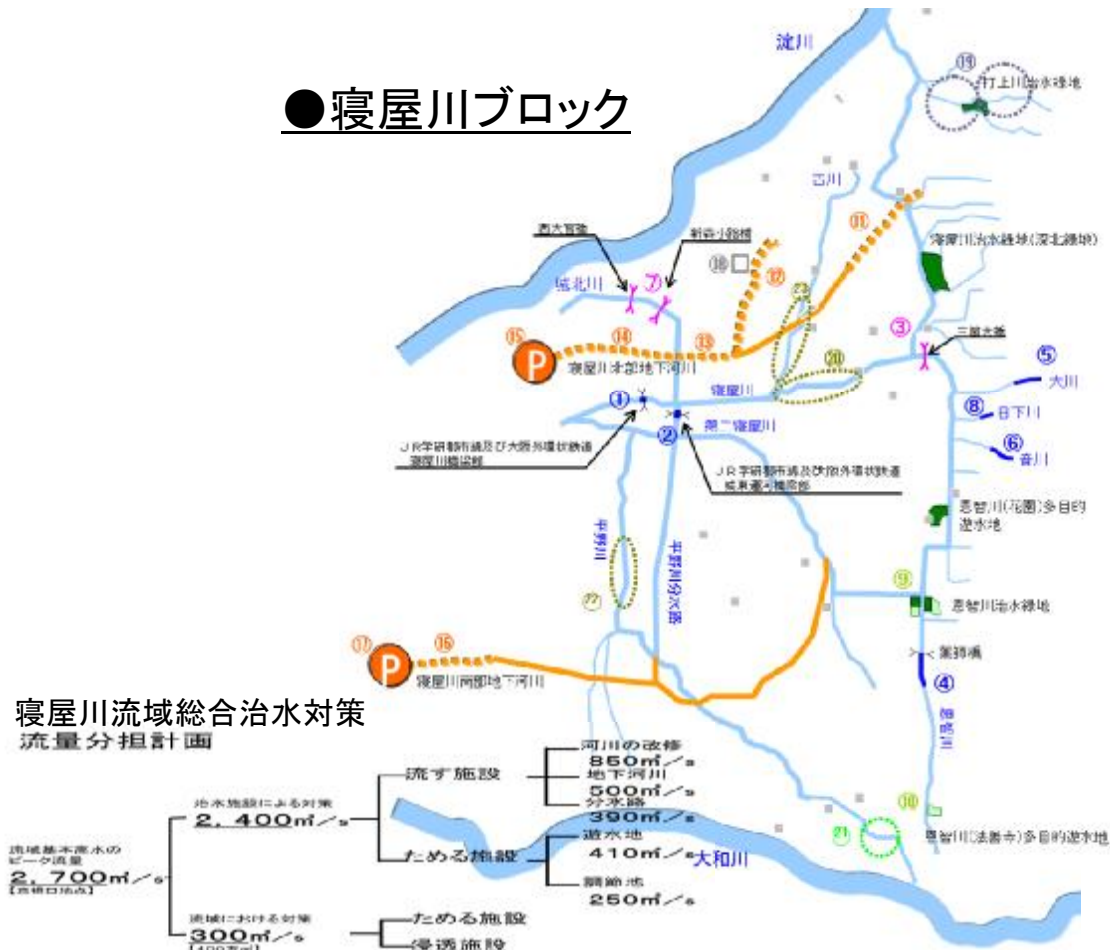
北河内地域の河川施設の整備については、「淀川左岸ブロック河川整備計画」、「寝屋川ブロック河川整備計画」において、今後20～30年程度で目指すべき当面の目標を設定している。

- 淀川左岸ブロック：穂谷川においては時間雨量80mm程度、前川においては時間雨量65mm程度の降雨による洪水浸水を防ぐことを目標に整備を進める。
- 寝屋川流域：時間雨量50mm程度の降雨による床下浸水の発生を防ぎ、かつ、時間雨量65mm程度の降雨による床上浸水の発生を防ぐこと目標に整備を進める。

## ●淀川左岸ブロック



## ●寝屋川ブロック



# 河川管理施設等の整備

## ■ 枚方土木事務所

### 【河川事業】

- 一級河川 穂谷川 改修工事（国道一号上流） **80mm対策**
- 一級河川 穂谷川 改修工事（出屋敷橋上流） **50mm対策（将来80mm対策）**
- 一級河川 前川 改修工事（砂子橋上流） **65mm対策**

### 【砂防事業】

- 淀川水系 天野川支川第四支溪 砂防堰堤工事

## ■ 寝屋川水系改修工営所

### 【河川事業】

- 寝屋川北部地下河川 守口調節池築造工事

## ■ 東部流域下水道事務所

### 【下水道事業】

- 寝屋川流域下水道 門真守口増補幹線立坑築造工事
- 寝屋川流域下水道 門真守口増補幹線（第1工区）下水管渠築造工事
- 寝屋川流域下水道 雨水ン設設備更新工事（雨水ポンプ予備化）  
（菊水、太平、桑才、萱島、深野北 計6ポンプ場）

# 河川管理施設等の整備（枚方土木事務所）

一級河川穂谷川 河川改修事業  
（国道一号上流・護岸工事）  
【枚方土木事務所】



穂谷川改修工事（80mm対策）

一級河川前川河川改修事業  
（砂子橋上流・護岸工事）  
【枚方土木事務所】



前川改修工事（65mm対策）

# 河川管理施設等の整備（寝屋川水系改修工営所、東部流域下水道事務所）

## 河川管理施設の整備等（令和2年度の整備内容）

寝屋川北部地下河川事業  
（守口調節池築造工事）  
【寝屋川水系改修工営所】



守口立坑  
頂版など



松生立坑  
頂版・建築・上面



守口調節池  
（シールド工事）

寝屋川北部流域下水道  
（門真守口増補幹線立坑築造工事）  
（門真守口増補幹線（第1工区）下水管渠築造工事）  
（雨水ポンプ設備更新工事（雨水ポンプ予備化）  
（菊水、太平、桑才、萱島、深野北 計6ポンプ場））  
【東部流域下水道事務所】



発進立坑（守口市大久保1丁目）

今後・5年間の取組

河川整備計画や中期計画等に基づき、順次、河川整備を推進。

また、土砂災害発生危険度及び災害発生時の影響度から対策箇所の重点化を図り整備を進める。



# 河川施設等の維持管理

大阪府では、河川や砂防施設の定期点検や必要に応じて緊急点検を実施し、施設の状況を把握し、堆積土砂撤去など適切な維持管理に努めている。また、地域の皆さんに身近な河川や砂防施設の状況を知って頂くため、「河川砂防施設の点検結果」や「河川特性マップ」をHPで公表している。

【河川堆積土砂除去など】



前川（鳥ヶ坪橋下流）

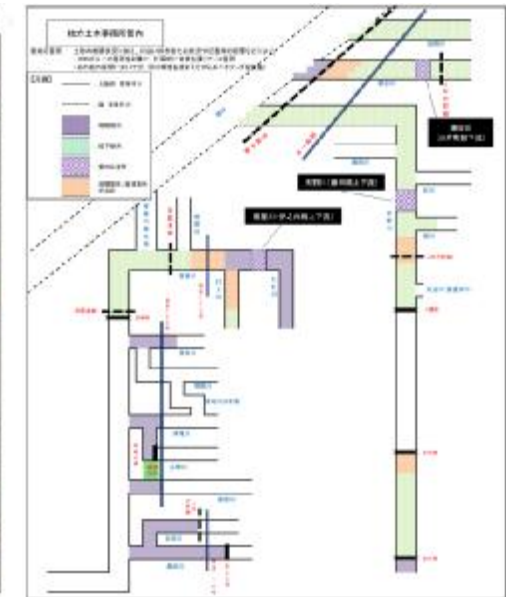


土生川（砂溜工）

【河川砂防施設点検結果】



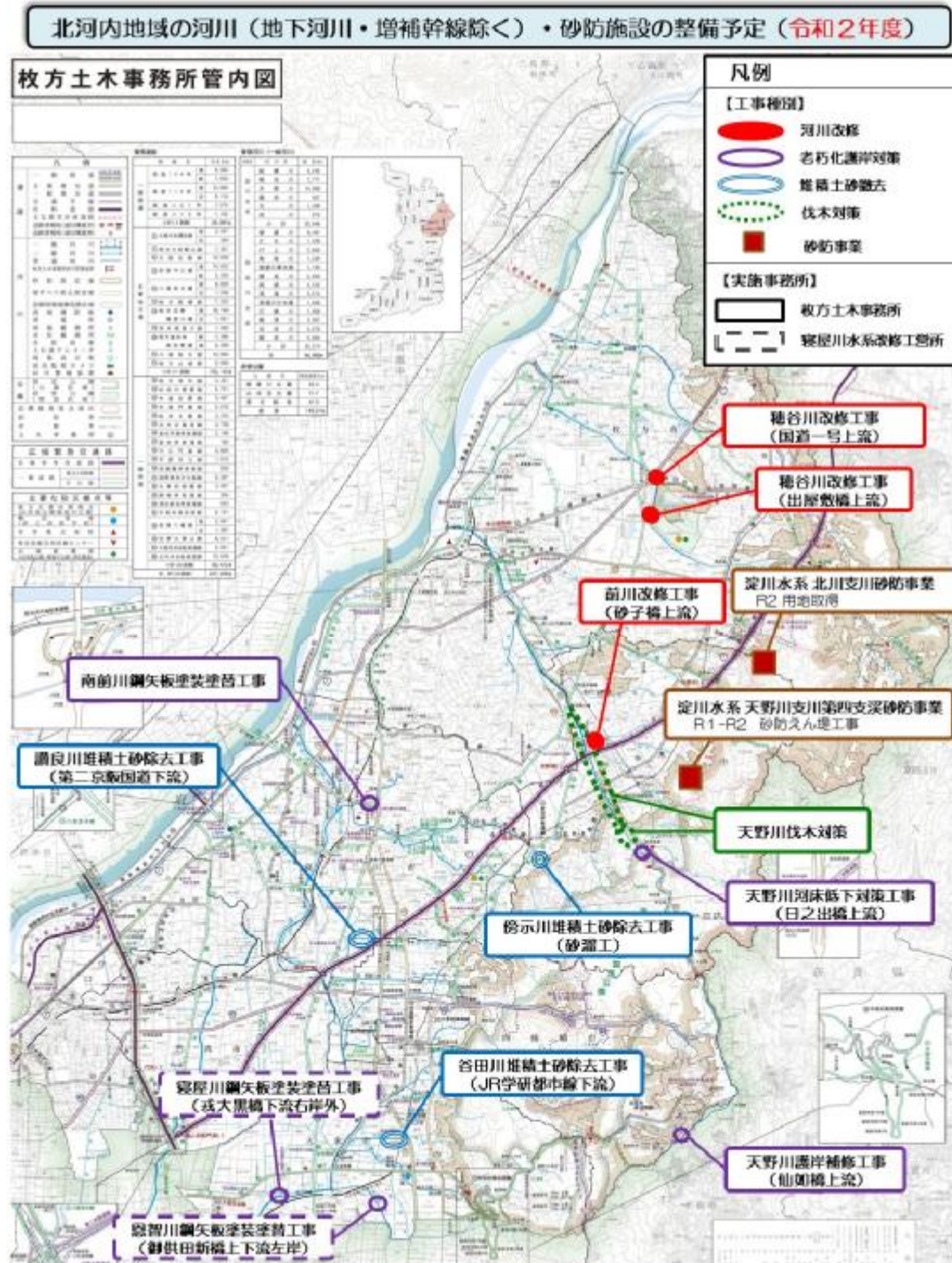
【河川特性マップ】



令和2年度

北河内地域の河川及び砂防施設の整備予定

(地下河川・増補幹線除く)



# 寝屋川北部地下河川と 下水道増補幹線の整備状況

令和2年度

## ◆現状

- 貯留量：40万m<sup>3</sup>
- 集水区域：6,600ha（供用済4,200ha）

## 凡例

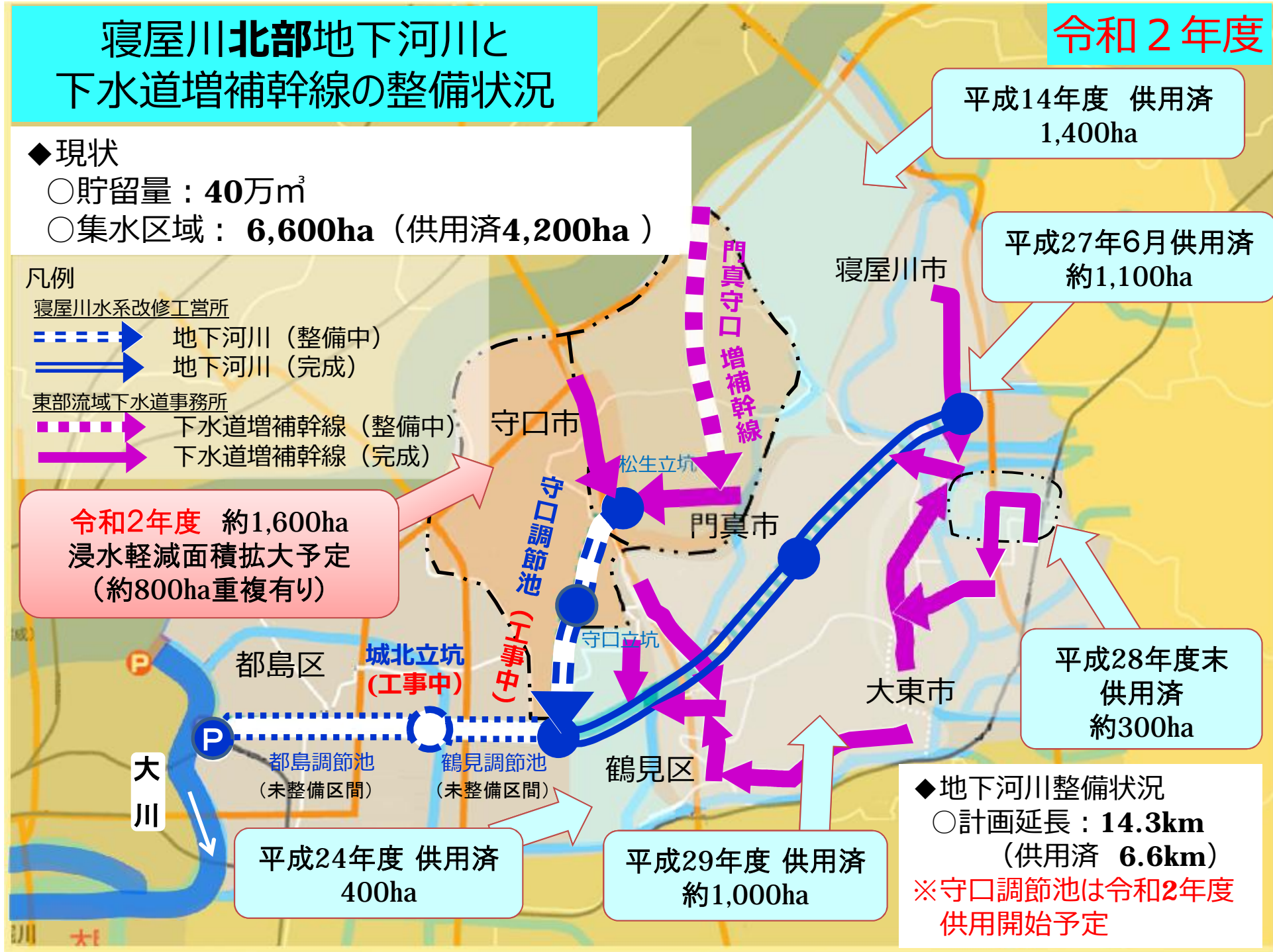
寝屋川水系改修工営所

- > 地下河川（整備中）
- ==> 地下河川（完成）

東部流域下水道事務所

- > 下水道増補幹線（整備中）
- ==> 下水道増補幹線（完成）

令和2年度 約1,600ha  
浸水軽減面積拡大予定  
(約800ha重複有り)



平成14年度 供用済  
1,400ha

平成27年6月 供用済  
約1,100ha

平成28年度末  
供用済  
約300ha

平成24年度 供用済  
400ha

平成29年度 供用済  
約1,000ha

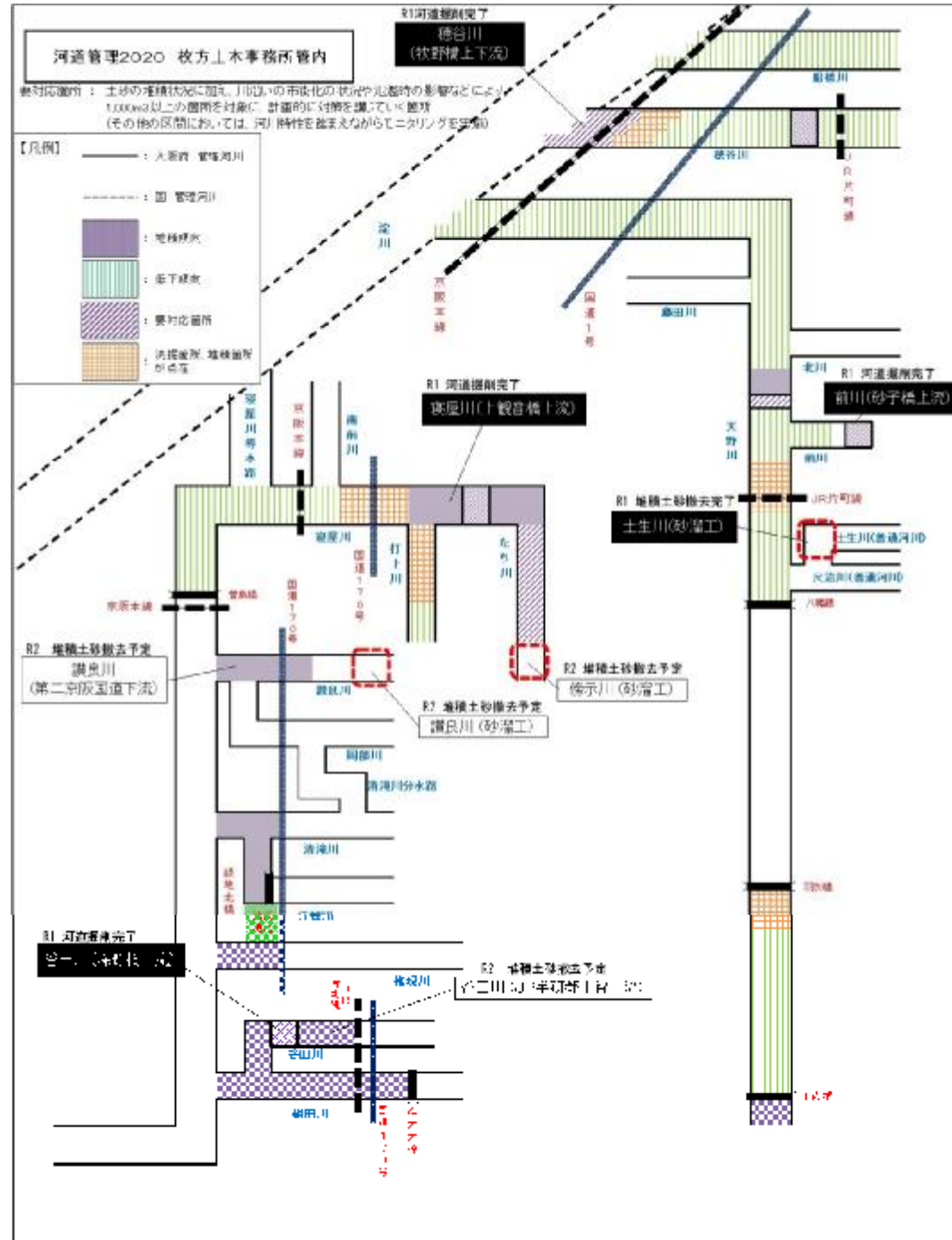
## ◆地下河川整備状況

○計画延長：14.3km  
(供用済 6.6km)

※守口調節池は令和2年度  
供用開始予定

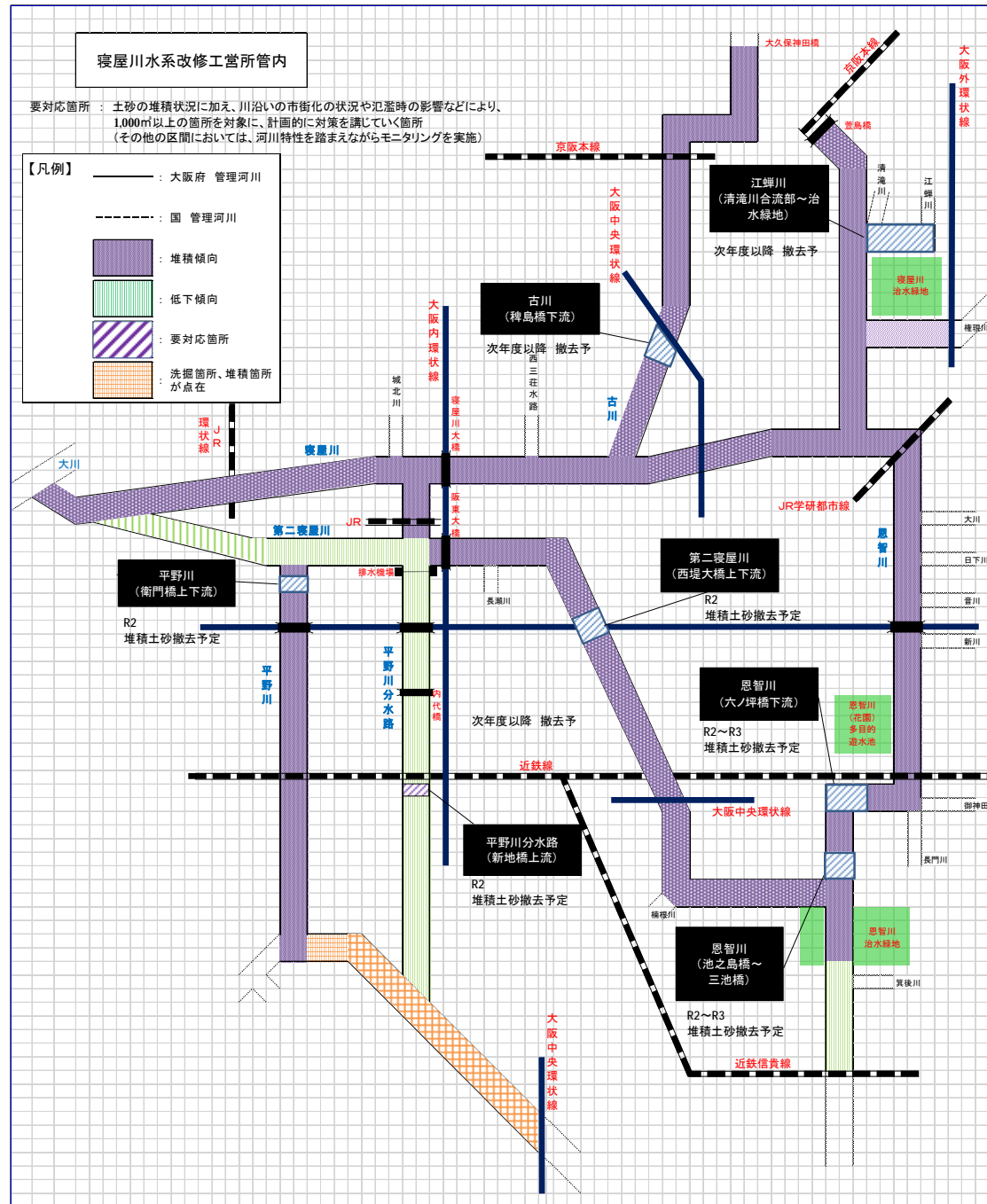
# 【河川特性マップ】

枚方土木事務所



# 【河川特性マップ】

## 寝屋川水系改修工箇所



北河内地域の河川（地下河川・増補幹線除く）・砂防施設の整備予定（令和2年度）

枚方土木事務所管内図

凡例	面積	割合
河川改修	1,234	12.3%
老朽化護岸対策	2,345	23.4%
堆積土砂除去	3,456	34.5%
伐木対策	4,567	45.6%
砂防事業	5,678	56.7%

河川名	延長	面積	割合
天野川	10.5	1,234	12.3%
前川	8.2	987	9.8%
穂谷川	6.7	765	7.6%
傍示川	5.1	543	5.4%
南前川	4.3	432	4.3%
読良川	3.8	381	3.8%
寝屋川	3.2	320	3.2%
恩智川	2.9	289	2.9%
谷田川	2.5	258	2.5%
淀川水系	15.6	1,765	17.6%
合計	85.4	10,000	100.0%

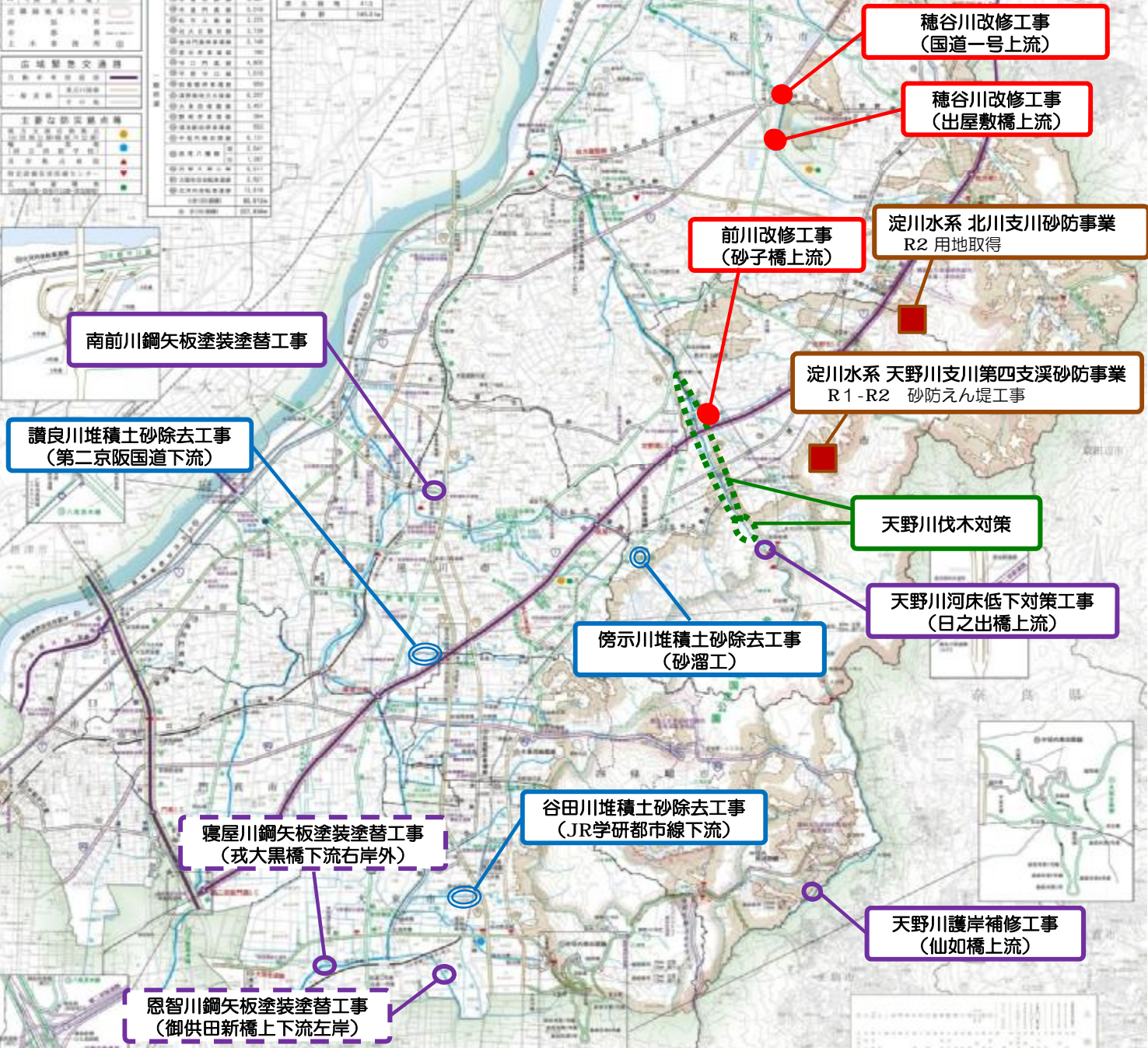
**凡例**

【工事種別】

- 河川改修
- 老朽化護岸対策
- 堆積土砂除去
- 伐木対策
- 砂防事業

【実施事務所】

- 枚方土木事務所
- 寝屋川水系改修工営所



# 河道管理2020 枚方土木事務所管内

要対応箇所：土砂の堆積状況に加え、川沿いの市街化の状況や氾濫時の影響などにより、1,000m<sup>3</sup>以上の箇所を対象に、計画的に対策を講じていく箇所  
(その他の区間においては、河川特性を踏まえながらモニタリングを実施)

【凡例】

- ：大阪府 管理河川
- - - - -：国 管理河川
- (紫)：堆積傾向
- (緑)：低下傾向
- (斜線)：要対応箇所
- (格子)：洗掘箇所、堆積箇所が点在

R1河道掘削完了  
穂谷川  
(牧野橋上下流)

R1河道掘削完了  
寝屋川(上観音橋上流)

R1堆積土砂撤去完了  
土生川(砂溜工)

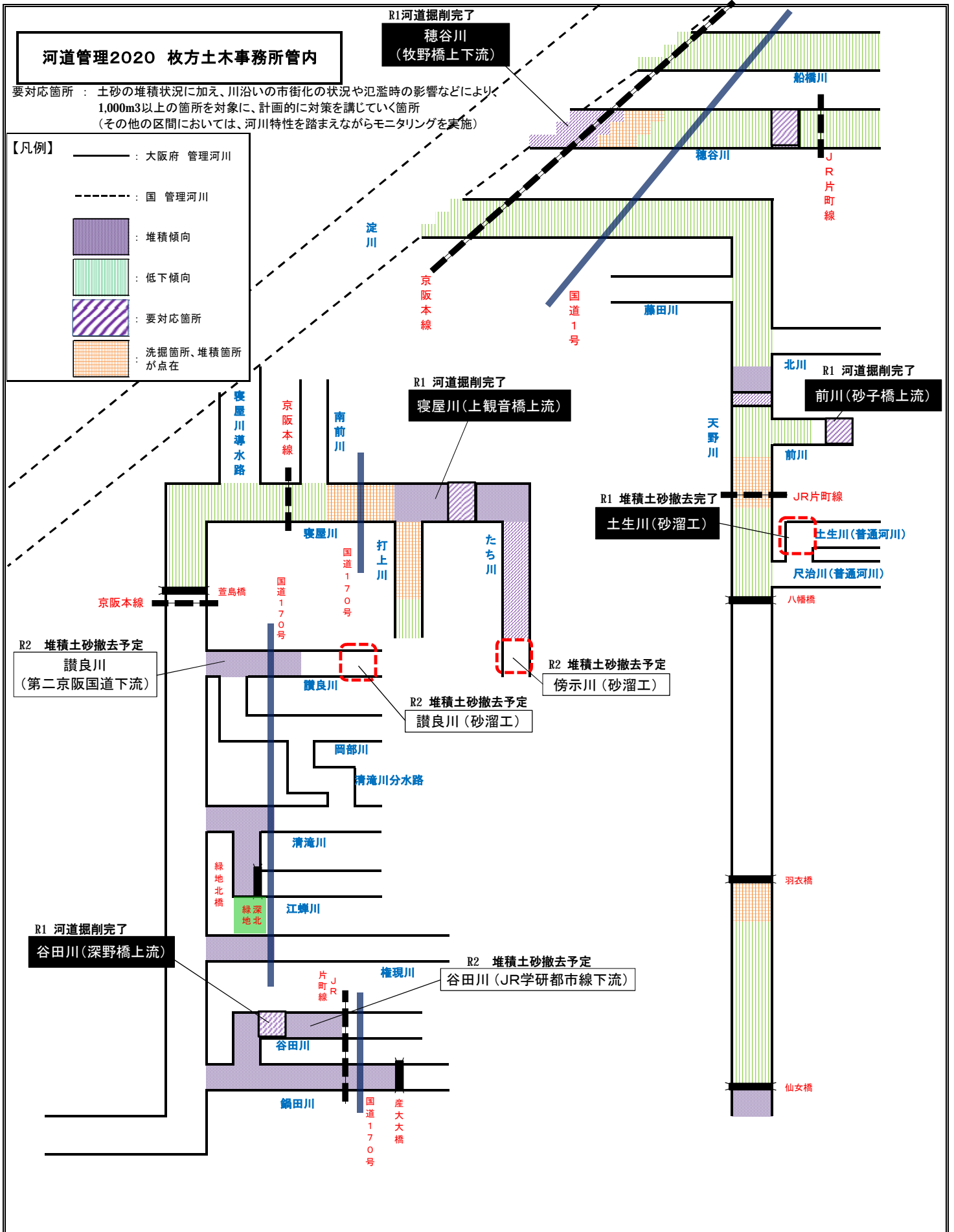
R2堆積土砂撤去予定  
讃良川  
(第二京阪国道下流)

R2堆積土砂撤去予定  
傍示川(砂溜工)

R2堆積土砂撤去予定  
讃良川(砂溜工)

R1河道掘削完了  
谷田川(深野橋上流)

R2堆積土砂撤去予定  
谷田川(JR学研都市線下流)



想定最大規模降雨の浸水想定区域図作成のスケジュール

R2.4.1

資料4②

府管理河川(154河川)

事務所	対象河川 ※ 太字・下線は、水防警報河川	河川数	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	H31年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021) 5月末ま で公表
寝屋川水系	<b>寝屋川、第二寝屋川、恩智川、平野川、平野川分水路、古川、楠根川</b> 、城北川	8	発注年次	公表年次			
鳳土木	(H30事業評価) <b>大津川、榎尾川、牛滝川</b> 、東榎尾川、父鬼川、松尾川	6	発注年次	公表年次			
岸和田土木	(H30事業評価) <b>佐野川</b> 、住吉川、雨山川	3	発注年次	公表年次			
富田林土木(松原)	(H30事業評価) <b>西除川</b> 、西除川放水路、三津屋川、 <b>東除川</b> 、落堀川、大水川、平尾小川	7		発注年次	公表年次		
鳳土木	<b>芦田川</b> 、芦田川分水路	2		発注年次	公表年次		
西大阪治水(神崎)	<b>神崎川</b> 、左門殿川、中島川、西島川、 <b>天竺川、兎川、高川</b> 、旧猪名川、糸田川、上の川	10		発注年次	公表年次		
茨木土木	<b>安威川</b> 、正雀川、正雀川分水路、 <b>山田川</b> 、大正川、境川、三条川、新大正川、 <b>茨木川</b> 、佐保川、勝尾寺川、川合裏川、裏川、箕川、郷之久保川、土室川分水路、下音羽川	17		発注年次	公表年次		
	(H31事業評価) <b>芥川、女瀬川</b> 、真如寺川、西山川、東山川、 <b>檜尾川</b> 、東檜尾川、田能川、 <b>水無瀬川</b> 、年谷川	10		発注年次	公表年次		
枚方土木	(H31事業評価) <b>穂谷川、船橋川、天野川</b> 、藤田川、北川、前川	6		発注年次	公表年次		
富田林土木	<b>石川</b> 、飛鳥川、佐備川、宇奈田川、石見川、加賀田川、太井川、大乘川、梅川、千早川、水越川、天見川	12		発注年次		公表年次	
池田土木	猪名川、 <b>千里川</b> 、箕面鍋田川、芋川、 <b>箕面川</b> 、石澄川、茶長阪川、神田川、 <b>余野川</b> 、木代川、切畑川、石田川、初谷川	13			発注年次	公表年次	
鳳土木	<b>石津川</b> 、百済川、百舌鳥川、和田川、陶器川、甲斐田川、妙見川	7			発注年次	公表年次	
岸和田土木	(R2事業評価) <b>津田川</b>	1			発注年次	公表年次	
	<b>櫻井川</b> 、新家川	2			発注年次	公表年次	
	<b>春木川</b>	1			発注年次	公表年次	
	<b>近木川</b> 、梶谷川	2			発注年次	公表年次	
	<b>見出川</b>	1			発注年次	公表年次	
	<b>男里川</b> 、金熊寺川、菟砥川、山中川	4			発注年次	公表年次	
池田土木	(R3事業評価)一庫・大路次川、山田川、長谷川、山辺川、田尻川、野間川、木野川、大原川	8				発注年次	公表年次
枚方土木	寝屋川導水路、讚良川、岡部川、清滝川、清滝川分水路、江蟬川、谷田川、鍋田川、打上川、南前川、たち川、権現川	12				発注年次	公表年次
八尾土木	原川、音川、大川、新川、長門川、御神田川、箕後川、日下川	8				発注年次	公表年次
鳳土木	王子川、新王子川	2				発注年次	公表年次
岸和田土木	(R3事業評価)大川	1				発注年次	公表年次
	田尻川、茶屋川、番川、東川、西川	5				発注年次	公表年次
西大阪治水	正蓮寺川、六軒家川、旧淀川、土佐堀川、木津川、尻無川	6				発注年次	公表年次
		154					



都道府県・市町村の担当者の皆さまへ

# 水防法・土砂災害防止法の改正

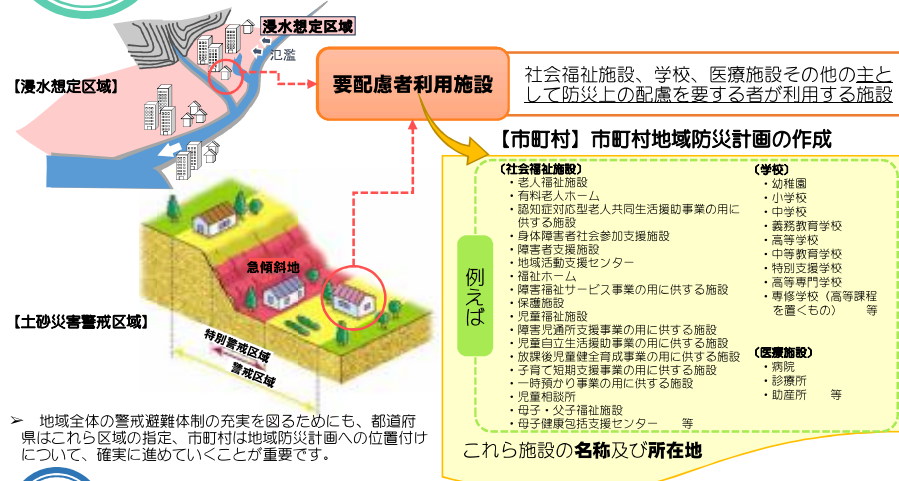
～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

※ 土砂災害防止法の正式名称：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。

ポイント!

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画**の作成・**避難訓練**の実施が**義務**となりました。 ※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。



## 1 避難確保計画作成の支援

※「避難確保計画の作成の手引き」については、国土交通省水管理・国土保全局のホームページに掲載しています。

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る**ために必要な次の事項を定めた計画です。
  - 防災体制
  - 避難誘導
  - 施設の整備
  - 防災教育及び訓練の実施
  - 自衛水防組織の業務（※水防法に基づき自衛水防組織を置く場合）
  - そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置 に関する事項
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等が主体的に作成**することが重要です。
  - 施設管理者等に避難確保計画の重要性を認識してもらうため、**市町村は、要配慮者利用施設を新たに市町村地域防災計画に位置付ける際等には、施設管理者等に対して、水害や土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上を図ることが望まれます。**
  - 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成について、**都道府県及び市町村の関係部局が連携して積極的に支援**を行うことが重要です。

## 2 避難確保計画の確認

※「点検マニュアル」については、「避難確保計画の作成の手引き」とあわせて、国土交通省水管理・国土保全局のホームページに掲載しています。

- 施設管理者等は、避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を**市町村長へ報告**する必要があります。
  - 施設管理者等から避難確保計画の報告があったときは、厚生労働省・国土交通省作成の**点検マニュアル等を参考に、市町村等の関係部局が連携して内容を確認**し、必要に応じて助言等を行います。

## 3 避難確保計画を作成していない場合の指示・公表

- **市町村長は**、避難確保計画の作成を促進するため、避難確保計画を作成していない施設管理者等に対して、**期限を定めて作成することを求めるなどの指示**を行い、正当な理由がなく**その指示に従わなかったときは、その旨を公表**することができることとなっています。
  - 避難確保計画が実効性あるものとするためには施設管理者等が主体的に作成することが重要であることから、**市町村長が指示・公表を行う際は、施設管理者等に対して避難確保計画の必要性について丁寧な説明**を行うことが望まれます。

## 4 避難訓練実施の支援

- 施設管理者等は、作成した**避難確保計画に基づいて避難訓練を実施**する必要があります。
  - 要配慮者利用施設における避難訓練の実施について、**都道府県及び市町村の関係部局が連携して積極的に支援**を行うことが重要です。
  - ハザードマップを活用するなどして、水害や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、**浸水想定区域や土砂災害警戒区域の実情に応じた避難訓練が実施**されることが重要であり、**都道府県及び市町村は、このような避難訓練が実施されるよう促進**することが望まれます。

## 避難体制のより一層の強化のために、関係部局が連携して支援することが重要です!



法改正に関する問い合わせ  
 国土交通省水管理・国土保全局 TEL: 03-5253-8111 (代表)  
 水防法関係 河川環境課水防企画室 土砂災害防止法関係 砂防部砂防計画課

# おおさかタイムライン防災プロジェクト

いかなる災害も、先を見越し、あらかじめ、各組織の役割や行動を定め合意しておくことが、いざというときに、命を守る、経済被害を最小化することにつながる

## タイムラインで変わる防災

「タイムライン防災」とは、大規模な災害はいずれ発生することを前提に、府民の命を守り、被害を最小化することを目的として、防災関係機関が連携し、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、共有した上で、「いつ」「誰が」「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列に整理した計画です。

1. タイムラインの策定過程で、お互いの**顔が見える関係**を築く。
2. タイムラインであらかじめ**役割を決めて、動く**。
3. タイムラインは、**首長の意思決定を支援**する。
4. タイムラインで、**先を見越した早めの行動**が安全・安心に。
5. タイムラインを防災チェックリストとし、防災行動の**漏れ、抜け、落ちの防止**に。
6. タイムラインに実災害での**反省や課題をフィードバック**。



## プロジェクトの概要

大阪府では、タイムラインを以下の3つに分類しており、それぞれについて先行取り組み（リーディングプロジェクト）に着手し、タイムラインを完成させ、先行事例をモデルに、洪水や土砂災害、高潮災害など異なるハザードも対象に加えながら、国や市町村と連携し、タイムライン防災を大阪府全域に広げていく、「おおさかタイムライン防災プロジェクト」を進めています。

### 広域タイムライン

比較的大きな流域を対象とし、大阪府や市町村、国に加え、報道機関、ライフライン事業者、鉄道事業者など多くの防災機関の防災行動を記載し、主に国や大阪府が主体となり作成する流域タイムライン

**リーディングプロジェクト**  
寝屋川流域大規模水害タイムライン

完成したタイムラインを手交する寝屋川流域市長ら

### 市町村タイムライン

ひとつの市や町、村の区域を対象とし、主に市町村の各部署の防災行動を記載し、主に市町村が主体となり作成する市町村のタイムライン

**リーディングプロジェクト**  
河南町土砂災害タイムライン

完成したタイムラインを祝う河南町の職員ら

### コミュニティ（地域）タイムライン

自治会や小学校区など小さな区域を対象とし、住民や自主防災組織などの防災行動を記載し、主に市町村と地域や住民が一緒に作成する地域のタイムライン

**リーディングプロジェクト**  
貝塚市高潮タイムライン

ワークショップを行う貝塚市の地域住民ら（旭住宅地区）

## プロジェクトの達成目標

水防災意識社会の再構築に向けた緊急行動計画に基づき、**2021年（令和3年度）**まで、**大阪府内の全市町村**において、「洪水」「土砂」「高潮」のいずれかが対象としてタイムライン策定を目指す。

**洪水**

流域が複数の市町村にまたがり、施設操作などにより、水位情報が重要な意味を持つ河川については、流域全体を対象に**大阪府が「主体的」に策定**します。  
その他の河川は、「市町村タイムライン」が基本となるため、**大阪府は「策定支援」**を行います。

**土砂災害**

現象が限定的であり「市町村タイムライン」が基本となるため、**大阪府は「策定支援」**を行います。

**高潮**

大阪湾沿岸の複数の市町村が関連し、水門や鉄扉等の操作や道路の通行止め等、府の防災行動が大きく影響するため、**大阪府が「主体的」に策定**します。

## タイムラインは策定して終わりではない

平常時の訓練や実際の水害対応の中での検証などを踏まえて、改善を重ねる、確実な災害への備えに繋がっていきます。



## これまでの取り組み

「水防法の一部を改正する法律」施行 6月

- ① 要配慮者利用施設の避難確保計画作成及び訓練の義務化
- ② 大規模減災協議会の創設
- ③ 水害対応タイムライン作成の取り組み

**リーディングプロジェクト**  
河南町 土砂災害タイムライン検討会 発足式 12月  
大阪府と河南町、大阪管区気象台、警察、報道機関、ライフラインが参画する検討会を新設し、市町村タイムラインの検討体制を構築。

発足式に一堂に集う防災関係機関  
平成30年7月豪雨、台風第21号 7月、9月

異常洪水による貯留施設流入（恩智川治水緑地）  
既往最大潮位を記録した高潮の発生（安治川水門）

**情報発信・機運醸成・きっかけづくり**  
タイムライン・カンファレンス全国大会 in 貝塚 1月  
全国の先行事例や専門家による講演、タイムラインを策定した自治体首長によるパネルディスカッションなど、タイムライン展開に向けた機運醸成が行われた。



先行取り組みを活用し  
**府内に拡大展開**

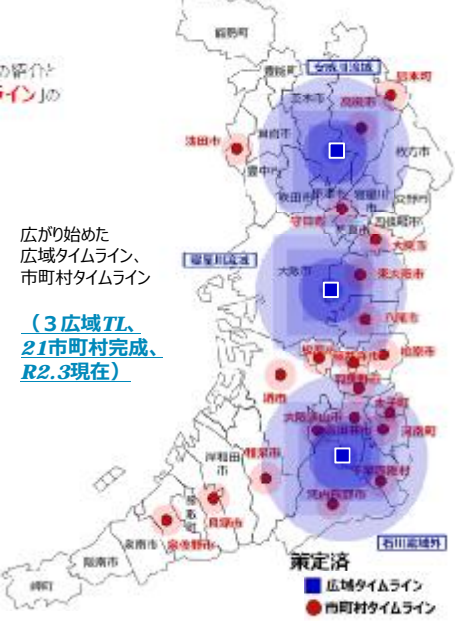
- 平成29年 2017年
  - 1月 高槻市 タイムライン 策定
  - 3月 **キックオフ**  
おおさかタイムライン防災プロジェクト シンポジウム  
府内の防災関係者が一堂に会し、タイムライン防災を府内全域に広げようことを意思統一。
  - 3月 **リーディングプロジェクト**  
貝塚市 旭地区高潮タイムライン 策定・運用開始
  - 7月 **リーディングプロジェクト**  
寝屋川流域 大規模水害タイムライン部会発足式  
大阪府と流域市で組織する既存の協議会に、大阪管区気象台、警察、報道機関、ライフライン、鉄道事業者を参画させ、多機関連携型タイムラインの検討体制を構築。
- 平成30年 2018年
  - 6月 **リーディングプロジェクト**  
河南町 土砂災害タイムライン 策定・運用開始
  - 8月 **リーディングプロジェクト**  
寝屋川流域大規模水害タイムライン 策定・運用開始  
モデル市（大東市、東大阪市、八尾市）タイムライン 策定
  - 10月 豊能町 川尻地区タイムライン 完成
  - 11月 安威川流域 洪水タイムライン、大阪沿岸（泉州）高潮タイムライン 着手
  - 12月 柏原市 タイムライン 策定
- 令和元年 2019年
  - 1月 島本町 タイムライン 着手  
河南町 下河内・平石地区タイムライン 策定  
千早赤阪村 上東地区タイムライン 策定
  - 3月 高槻市 榎田等7地区タイムライン 策定
  - 5月 堺市 タイムライン 策定
  - 6月 守口市 タイムライン 策定
  - 7月 和泉市 タイムライン 策定
  - 9月 貝塚市 タイムライン 策定  
安威川流域 洪水タイムライン 策定・運用開始
  - 11月 タイムライン・カンファレンス全国大会 in北海道
  - 12月 寝屋川流域大規模水害TLふりかえりWG
- 令和2年 2020年
  - 1月 松原市 タイムライン 策定
  - 2月 富田林市、河内長野市、千早赤阪村 タイムライン 策定
  - 3月 池田市、島本町、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町タイムライン 策定

## 今後の展開

これからタイムラインを検討する市町村や団体を支援するため、先行取り組みの紹介と策定の手順を示した「**タイムライン策定の手引き**」と「**コミュニティタイムライン**」のリーフレットを作成しました。

広がり始めた  
広域タイムライン、  
市町村タイムライン

**（3広域TL、  
21市町村完成、  
R2.3現在）**



資料4④  
小本川（若手渠）の氾濫による高齢者施設の被災  
池田近畿地方整備局長のご挨拶



発足式に一堂に集う防災関係機関



Ø 洪水浸水想定区域図の指定に伴う変更の反映

- 大津川・榎尾川の洪水予報通信連絡系統図において必要な通知先の見直しを反映(第5章第4節)
- 芦田川の水位情報通知先の見直しを反映(第5章第5節)
- 佐野川の水防警報発表基準水位の見直しを反映(第5章第7節)
- 府管理河川の浸水想定区域図指定状況の見直しを反映(第17章第1節)

Ø 警戒レベルに関する記述の追加(第5章第10節)

## 令和元年度の気象情報改善と 令和2年度の主な予定

\* 本資料に記載している内容について不明な点等ございましたら、大阪管区気象台予報課までお問い合わせください。

必要であれば訪問して解説を行うこともできますので、よろしくお願いいたします。

大阪管区気象台

# 令和元年度の気象情報改善



# 防災情報専用Twitterアカウント開設

- 気象庁の持つ危機感をより効果的に発信し、避難行動や復旧活動等の防災行動に役立てていただくため、新たに防災情報専用のTwitterアカウントを開設 (令和元年10月4日)。

## 防災情報専用Twitterアカウント (@JMA\_bousai) による情報発信

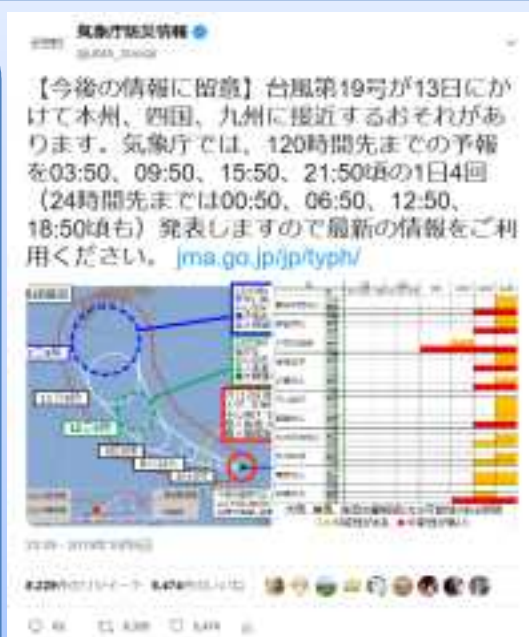


### (発信する情報)

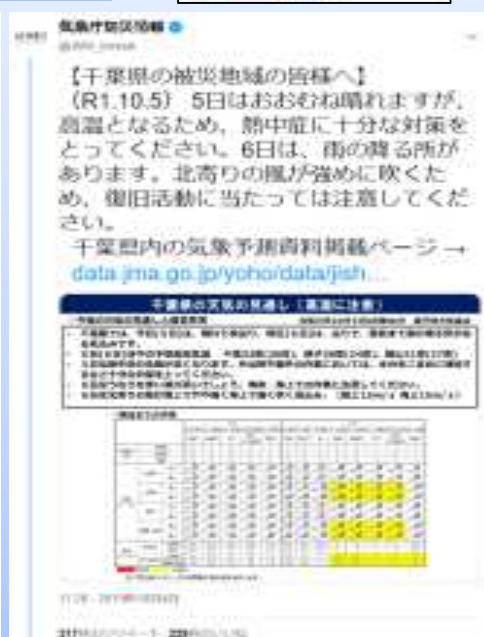
- ・ 台風の接近等による大雨や、地震、火山噴火の発生等により **顕著な災害の発生が想定される、あるいは既に発生している場合に**、現況や今後の見通し、防災上の留意事項、緊急記者会見の内容等を中心に情報を発信。
- ・ 緊急時に発信される **情報をより有効に活用いただくため、平時から防災知識の普及・啓発**のための情報も発信。

### (ユーザーの反応等)

- ・ フォロワー数は**約13万人**。
- ・ 台風第19号に関するツイートに対し、**約300万のユーザーが閲覧、8000件超のリツイート、5000件超の「いいね」**。



台風第19号への注意を呼び掛けるツイート (10/7)



台風第15号で被災した地域へ気象情報を発信するツイート (10/5)

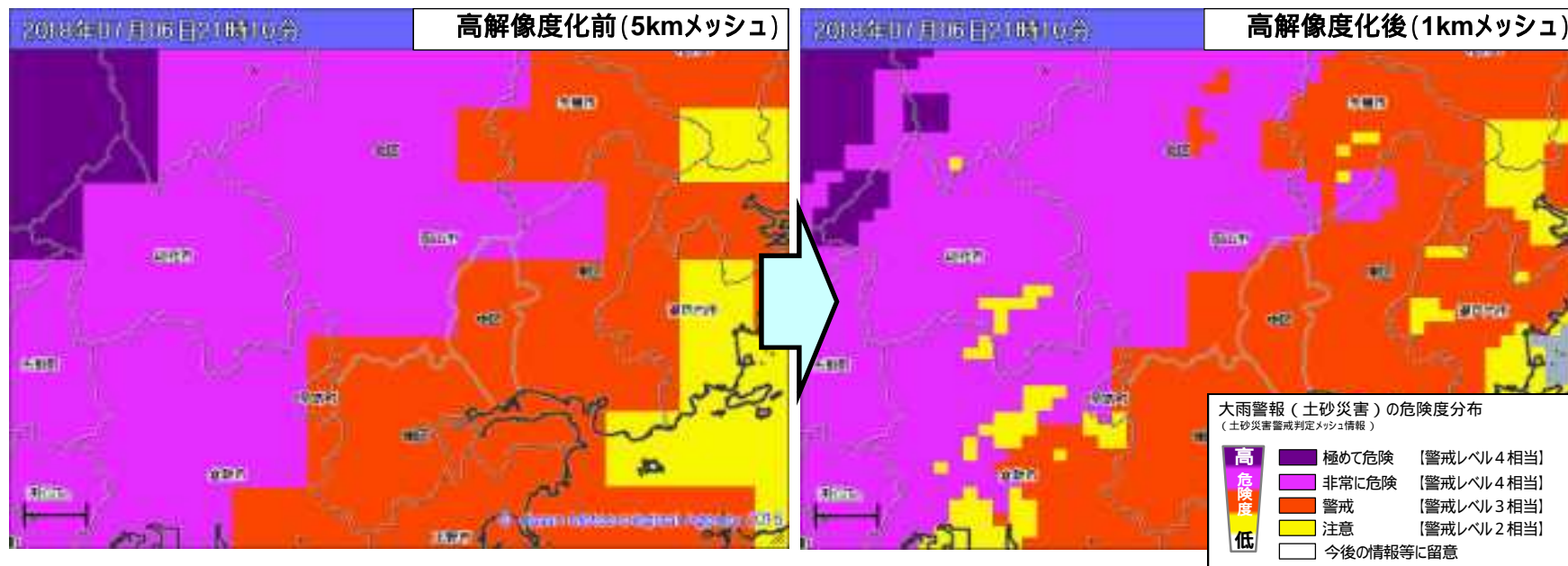
活動の効果  
ならびに  
今後の予定

フォロワーの多い「インフルエンサー」にリツイートされるなど、多くの方に情報を伝えることができた。



# 土砂災害の「危険度分布」の高解像度化

- 土砂災害の「危険度分布」の高解像度化を令和元年6月28日に実施。
- 高解像度化により、危険度が上昇するタイミングを従来と変えることなく、真に避難が必要な地域に絞り込んで避難の必要性を伝えることができるようになり、市町村等が適切に地域を絞り込んで避難勧告等を行うことを支援。



左:高解像度化前の危険度分布(平成30年7月6日の岡山県内の領域について実際に発表したもの)

右:高解像度化後の危険度分布(同領域について事後に再計算して高解像度化したもの)

活動の効果  
ならびに  
今後の予定

高解像度化により、危険度が上昇するタイミングを従来と変えることなく、真に避難が必要な地域に絞り込んで避難の必要性を伝えることができるようになり、市町村等が適切に地域を絞り込んで避難勧告等を行うことを支援。



## 「危険度分布」の通知サービス開始

- 「危険度分布」等が示す危険度の変化を、メールやスマホアプリで伝えるプッシュ型の通知サービスを開始しました。（令和元年7月10日）



- 通知サービスでは、ユーザーが登録した地域の危険度が上昇したとき等に、スマートフォンのアプリやメール等でプッシュでお知らせ。
- 土砂災害や洪水災害等から避難が必要な状況となっていることにすぐに気付くことができるようになり、自主的な避難の判断に活用していただくことが期待される。



活動の効果  
ならびに  
今後の予定

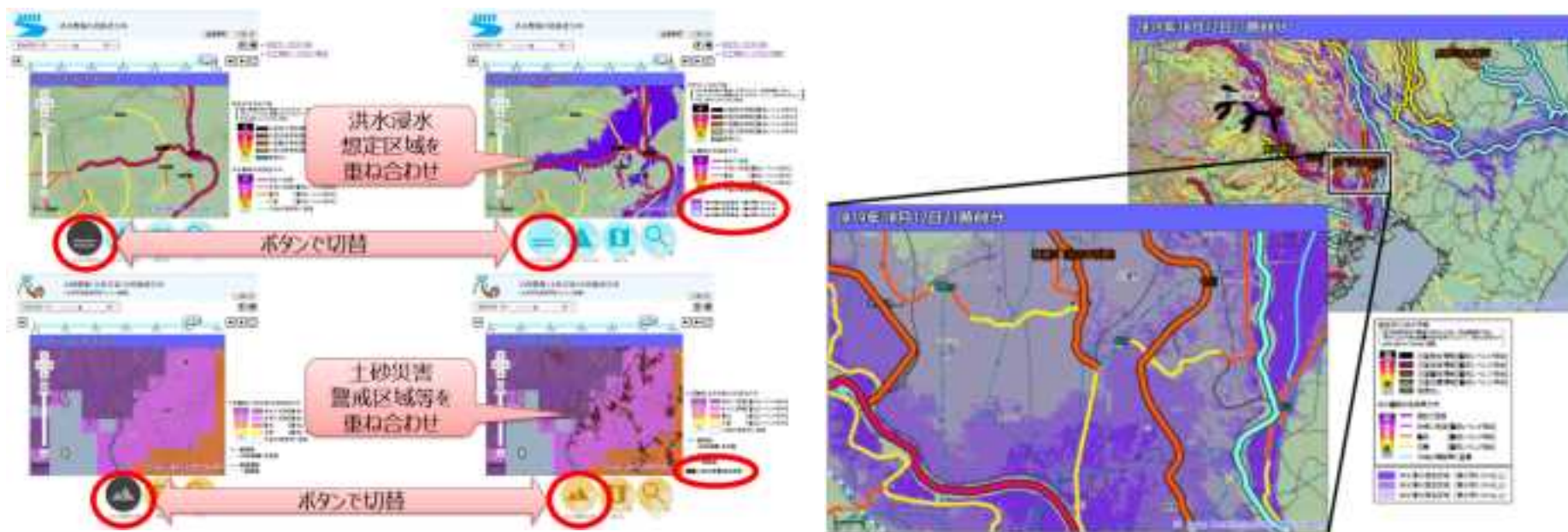
土砂災害や洪水災害等から避難が必要な状況となっていることにすぐに気付くことができるようになり、自主的な避難の判断に活用していただくことが期待される。





## 気象庁HP「危険度分布」の改善

➤ 気象庁ホームページの洪水及び土砂災害に関する「危険度分布」に洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等のリスク情報を重ね合わせて表示できるよう改善しました。（令和元年12月24日）



活動の効果  
ならびに  
今後の予定

住民の自主的な避難の判断や、市町村のより適切な避難情報の発令につながることを期待。



# 警戒レベルの運用開始

緊急時においても、防災気象情報がどの警戒レベルに相当するかについて、単に警戒レベルの数字のみを伝えるのではなくその意味も伝わるように解説を実施。

## 緊急時の呼びかけ

警戒レベル5相当であることを明示して  
大雨特別警報を発表

【警戒レベル5相当】  
令和元年8月22日07時00分  
気象庁

**佐賀県と福岡県、長崎県に大雨特別警報発表**

- 佐賀県と福岡県、長崎県の市町村に大雨特別警報を発表しました。特別警報を発表した市町村では、これまでに経験したことのないような大雨となっています。
- 特に土砂災害警戒区域や浸水想定区域などでは、土砂崩れや浸水による何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高く、直ちに命を守るために最善を尽くす必要がある警戒レベル5に相当する状況です。

※ あらかじめ指定された避難場所へ向かうことにこだわらず、河や崖から少しでも離れた、丈夫な建物の上階階に避難するなど、安全を確保することが重要です。それすら危険な場合には、山と反対側の二階以上の部屋に避難するなど、少しでも命が助かる可能性の高い行動をとることが重要です。

• また、**警報災害が起きないと思われているような場所でも最大級の警戒が必要です。**

警戒レベルを明示して危険度分布を提供



警戒レベルを明示して指定河川洪水予報を発表

千曲川氾濫発生情報  
千曲川洪水予報発表  
令和元年10月12日20時30分  
千曲川河川事務所 長野地方気象台 中央気象

(理由)  
【警戒レベル5相当情報【洪水】】千曲川では、氾濫が発生

(注) 注)  
【警戒レベル5相当】千曲川では、土砂崩れ発生(土砂崩れ発生(土砂崩れ発生)付近において氾濫が発生しました。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、自身安全確保を図るなど、適切な行動をとってください。

氾濫による浸水が想定される地区  
長野県上田市 伊豆川  
\* 氾濫による浸水が想定される地区については、一定の条件下に基づいて計算結果での発表です。実際の浸水状況は、実際の状況によって、この値とは異なる可能性があります。

警戒レベル4相当であることを明示して  
土砂災害警戒情報を発表

鹿児島県土砂災害警戒情報 第19号  
令和元年7月11日 15時00分  
鹿児島県 鹿児島地方気象台 共同発表

【警戒対象地域】  
鹿児島市 鹿嶋市 枕崎町 川内町 出水市 霧島市 垂水市 薩摩川内市 薩摩川内市東部 日置市 姶良市 薩島町 いちき串木野市 高千穂市 志布志市 南九州市 伊佐市 新嘉市 伊予市 霧島町 湯島町 大崎町 東郷町 薩川町 薩大崎町 伊佐町

\*伊は、新たに警戒対象となった市町村を示します。

【警戒文】  
<概要>  
降り続く大雨のため、警戒対象地域では土砂災害の危険度が高まっています。  
<とるべき対策>  
避難が必要な危険な状況となっています【警戒レベル4相当情報【土砂災害】】。河川が氾濫するなど土砂災害の発生するおそれがあります。土砂災害の発生は、早めの避難を中心とするなど、河川から離れた避難場所などの情報に注意してください。

# 令和2年度の主な予定

「自らの命は自らが守る」社会を支える取組について  
～防災気象情報の伝え方改善～」より

[https://www.jma.go.jp/jma/press/2005/28a/20200528\\_tsutaekata\\_torikumi2.html](https://www.jma.go.jp/jma/press/2005/28a/20200528_tsutaekata_torikumi2.html)

出水期を迎えるにあたり、「自らの命は自らが守る」社会の実現を支援するため、防災気象情報の伝え方を改善します。またその一環として、住民の皆様へ情報をより一層ご理解の上お使いいただけるよう、学習教材の提供を開始します。

「自らの命は自らが守る」社会の実現に向けた取組について〔〕内は実施時期

1. 大雨特別警報解除後の洪水への注意喚起
  - ・警報への切替に合わせて、今後の洪水の見込みを発表【今出水期から】
  - ・警報 への切替に先立って、本省との合同記者会見を実施【今出水期から】
  - ・SNSや気象情報、ホットライン、JETTによる解説などあらゆる手段で注意喚起【今出水期から】
  - ・どの警戒レベルに相当する状況かわかりやすく注意喚起【今出水期から】
2. 過去事例の引用・顕著な被害が想定されるときには必要に応じて臨機に運用【随時】
  - ・特定の地域のみで災害が発生するかのような印象を与えないよう、地域に応じた分かりやすい解説の実施【今出水期から】
  - ・地元の特化した情報を取得するよう呼びかけるとともに、地域に応じた詳細な解説を強化【今出水期から】
3. 特別警報の改善・土砂災害に関する新たな基準による大雨特別警報の運用地域拡大【7月中旬から順次】
  - ・特別警報を待ってから避難するのでは命に係わる事態になるという「手遅れ感」が伝わる表現に改善【今出水期から】
  - ・大雨特別警報の発表基準の改善(台風要因の基準のみによる発表を見直し、雨量の基準に一本化)【7月中旬から】

4. 危険度分布の改善・市町村におけるさらなる活用を促進するため、適中率の向上を目指し関係機関と連携して見直した基準を適用【(土砂)5月26日から、(浸水・洪水)8月から】
  - ・危険度分布等をより活用していただくため、「あなたの町の予報官」による解説など平時からの取組を強化【随時】
  - ・住民自らが避難の判断に利活用できるよう広報をさらに強化【随時】
  - ・本川の増水に起因する内水氾濫(湛水型の内水氾濫)の危険度の表示を改善【5月28日から】
  - ・降水の有無にかかわらず、本川の増水に起因する支川氾濫の危険度の高まりについて自治体への連絡等を実施【今出水期から】
5. その他の改善・暴風により起こりうる被害や取るべき行動についてわかりやすく解説【今出水期から】
  - ・熱帯低気圧の段階から5日先までの台風進路・強度予報を提供【令和2年9月から】
  - ・直前の予報や発表情報から、雨量等が大きく変わった場合には、その旨強調して解説【今出水期から】
  - ・気象キャスター等との意見交換や勉強会、YouTubeを活用した講習会動画の配信を実施【随時】
  - ・住民向け学習教材(eラーニング)の提供【5月28日から】
  - ・住民向け参加型学習教材(ワークショップ)の提供【令和2年秋から】

実施時期については今後の調整状況により変更となることがあります

# 1. 大雨特別警報解除後の洪水への警戒呼びかけの改善

今出水期から

【令和2年出水期から試行的に実施】

- 大雨特別警報解除後の洪水への警戒を促すため、特別警報の解除を警報への切替と表現するとともに、警報への切替に合わせて、最高水位の見込みや最高水位となる時間帯などの今後の洪水の見込みを発表。
- 警報への切替に先立って、本省庁の合同記者会見等を開催することで、メディア等を通じた住民への適切な注意喚起を図るとともに、SNSや気象情報、ホットライン、JETTによる解説等、あらゆる手段で注意喚起を実施。
- 「引き続き、避難が必要とされる警戒レベル4相当が継続。なお、特別警報は警報に切り替え…」と伝えるなど、どの警戒レベルに相当する状況が分かりやすく解説。

## 警報への切替に合わせて洪水の見込みを発表

今後の洪水の見込みを発表し、引き続き洪水の危険があること、大河川においてはこれから危険が高まることを注意喚起。

基準観測所	最高水位予想時刻	水位見込み
八ヶ岳 (群馬県伊勢崎市)	12日 23:00頃 (到達済み)	避難判断水位超過 (レベル3相当)
真境 (埼玉県久喜市)	13日 8:00頃 (3時間後)	氾濫危険水位(レベル4相当) に到達するおそれ
平取橋 (茨城県利根市)	13日 9~12時頃 (6~9時間後)	氾濫危険水位(レベル4相当) に到達するおそれ

## メディア等を通じて住民へ適切に注意喚起

警報への切替に先立って本省庁の合同記者会見等を開催することで、メディア等の協力を得て住民に警戒を呼びかけるとともに、SNSや気象情報等あらゆる手段で注意喚起。



イメージ



## 2. 過去事例を引用した警戒の呼びかけを改善

今出水期から

【令和2年出水期を目途に実施】

- 過去事例の引用は気象台が持つ危機感を伝える手段として一定の効果があることから、顕著な被害が想定されるときには必要に応じて臨機に運用。
- 特定の地域のみで災害が起こるかのような印象を与えないよう、災害危険度が高まる地域を示す等、地域に応じた詳細かつ分かりやすい解説を併せて実施。

### 過去事例を引用する目的

- 過去事例と同様な雨が降ること等により、甚大な災害が発生するおそれがあることを伝える。
- 過去に大きな災害をもたらした事例を引き合いに出さないといけないほど気象庁（気象台）は危機感を持っていることを伝える。
- 本庁の記者会見を受けて、各地の気象台や河川事務所等が発表する地元の特化した情報に誘導し、住民自ら取得してもらえよう解説。

### 解説すべきこと

- （当時の雨量分布を示すときは）いま予想されている雨量分布に加えて、どこで尋常ではない雨により災害発生危険度が高まるかを併せて解説。
- 同じ事例であっても地域によって危機感が伝わる災害は異なることから、地域によって引用する事例が異なってもよい。
- 降雨によって起こり得る洪水や土砂災害等の現象を具体的に説明。
- 危機感を伝えるのに当時の災害映像は有効（気象台等は、事前に報道機関や河川管理者と調整して映像・画像を取得しておくことが望ましい）。
- ただし当時の被害の状況を示すときは、引用した災害とまったく同じ状況にはならないことを併せて解説。
- 引用する事例がいかに顕著な被害をもたらしたかを伝えるために、該当する内容があれば、その災害が社会に与えた影響も併せて解説。

### 解説にあたって留意すること

- 当時の雨量分布を単独で示すと、当時雨の多かった場所でのみ災害が発生するものと伝わってしまうおそれがある。
- 当時の被害が発生した地域を事細かに解説すると、特定の地域でのみ災害が発生するものと伝わってしまうおそれがある。

## 2. 地域に特化した情報が確実に伝わるように改善

今出水期から

〔令和2年出水期を目途に実施〕

- ▶ 過去事例を引用した本庁記者会見等の中で、住民等が地域に特化した情報を取得するよう呼びかけるとともに、住民等により危機感が伝わるよう地元気象台等における地域に応じた詳細かつ分かりやすい解説を強化。

気象庁本庁は記者会見等を通じて  
報道のきっかけを提供



東京

全国を対象とした  
本庁記者会見等から  
地元気象台等が  
発信する地域に応じた  
詳細かつ分かりやすい  
解説に誘導

関係機関と連携して地域に密着した  
情報発信を強化



高松

(地方整備局・気象台の  
合同記者会見)

気象台等は地域に密着した情報発信を強化

平成30年 台風第24号に関する愛媛県気象情報 第9号  
平成30年9月30日18時40分 松山地方気象台発表  
(見出し)

西条市と東温市を中心に、過去の重大な土砂災害発生時に匹敵する極めて危険な状況となっています。土砂災害警戒区域等の外の少しでも安全な場所に移るなど、躊躇なく適切な防災行動をとってください。

松山

(地方気象台発表の  
気象情報)



# 3. 大雨特別警報の新たな基準値の設定

7月中旬から順次

〔令和2年出水期を目途に実施〕

➤ 何らかの災害がすでに発生しているという警戒レベル5相当の状況に一層適合させるよう、災害発生との結びつきが強い「指数」※を用いて大雨特別警報の新たな基準値を設定し、大雨特別警報の精度を改善する取組を推進。

※ 土壌雨量指数・表面雨量指数・流域雨量指数

- ✓ 新たな基準値による大雨特別警報(土砂災害)の運用地域を、令和2年出水期から順次拡大。
- ✓ 大雨特別警報(浸水害)についても、新たな基準値による運用開始に向け、検討を進める。

大雨特別警報の新たな基準値は、

**土砂災害**：大規模または同時多発的な（一定の領域に集中的に発生する）土石流等

**浸水害**：大規模な床上浸水等を引き起こす水害（大河川の氾濫は含まず）

を基に設定する方向性で過去事例を選定し、当該事象が発生した時間帯の指数値を基準値案とする考え方を軸として検討を進める。

## 基準値案の設定に用いる主な災害の候補事例

<土砂災害>

現象	発生日	発生地域
平成24年7月九州北部豪雨	7月12日	熊本県阿蘇市等
	7月14日	福岡県八女市
平成25年台風第26号	10月16日	東京都大島町
	8月17日	兵庫県丹波市
平成26年8月豪雨	8月20日	広島県広島市
	7月5日	福岡県朝倉市～東峰村
平成29年7月九州北部豪雨	7月6日	広島県広島市、呉市、坂町等
	7月7日	愛媛県宇和島市
令和元年東日本台風	10月12日	宮城県丸森町

<浸水害>

現象	発生日	発生地域
平成23年台風第12号	9月4日	和歌山県那智勝浦町
平成28年台風第10号	8月30日	岩手県岩泉町
平成29年7月九州北部豪雨	7月5日	福岡県朝倉市
	8月28日	佐賀県佐賀市等
令和元年東日本台風（台風第19号）	10月12日	宮城県丸森町

### 3. 特別警報を待ってはならないことが伝わる表現で呼びかけ

今出水期から

- 大雨特別警報の予告や発表の際、特別警報を待ってから最善を尽くせば助かるかのような印象を回避するため、特別警報を待ってから避難するのでは命に関わる事態になるという「手遅れ感」が確実に伝わる表現に改善。
- 大雨特別警報の位置づけと役割について、継続的に周知を実施。

#### これまでの呼びかけ

##### 特別警報未発表市町村

「特別警報の発表を待つことなく、地元市町村からすでに発令されている避難勧告等（警戒レベル4）に直ちに従い緊急に身の安全を確保してください。」

##### 特別警報発表済み市町村

「災害がすでに発生している可能性が極めて高く、直ちに命を守るために最善を尽くす必要のある警戒レベル5に相当する状況です。」

改善

#### 改善後の呼びかけ

レベル5相当の「手遅れ感」が伝わるように

##### 特別警報未発表市町村

「特別警報の発表を待ってから避難するのでは手遅れとなります。特別警報の発表を待つことなく、地元市町村からすでに発令されている避難勧告等（警戒レベル4）に直ちに従い緊急に身の安全を確保してください。」

##### 特別警報発表済み市町村

「災害がすでに発生している可能性が極めて高く、警戒レベル5に相当する状況です。もはや命を守るために最善を尽くさなければならない状況です。」

# 3. 大雨特別警報の発表基準の改善

7月中旬から

(台風要因の基準のみによる発表を見直し、雨量の基準に一本化)

【令和2年出水期を目標に実施】

- 大雨特別警報のうち、台風等を要因とするもの※は、何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い(警戒レベル5相当の)雨を要因とするものに統一。 ※台風等の中心気圧や最大風速の発表基準によるもの
- 伊勢湾台風級の台風が上陸するおそれがある場合には、早い段階から記者会見等を開催するとともに、24時間程度前に開催する記者会見において、台風の接近時の暴風や大雨等による災害に対して極めて厳重な警戒が必要であることを呼びかける。



時間の流れ

警戒レベル  
(●の地点)

	【レベル1】	【レベル2】	【レベル3相当】	【レベル4相当】
<b>現在</b>	早期注意情報	大雨・洪水注意報 危険度分布:黄	台風等を要因とする <b>大雨特別警報</b> 赤	土砂災害警戒情報・氾濫危険情報 うす紫 濃い紫 (土砂災害)
<b>改善案</b>	早期注意情報	大雨・洪水注意報 危険度分布:黄	<b>大雨・洪水警報</b> 赤 大雨災害発生の危険度が高まる旨も しっかりと解説。	土砂災害警戒情報・氾濫危険情報 うす紫 濃い紫 (土砂災害)

台風要因の大雨特別警報の発表は行わず、通常の警報とする

※ 台風等を要因とする大雨以外の特別警報についても、今後の整理を検討していく。

## 4. 「危険度分布」の市町村におけるさらなる活用を促進

【令和2年出水期から順次実施】

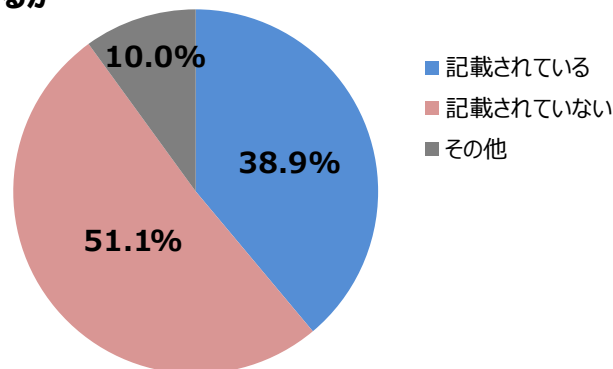
- 適中率向上を目指し、関係機関と連携して災害発生に関する信頼できるデータを蓄積し、警報等の対象災害を精査すること等により、「危険度分布」の基準の見直しを実施し、避難勧告の発令基準等への「危険度分布」のさらなる活用を促進。 **土砂：5月26日から浸水・洪水：8月から**
- 地域特性を踏まえた避難勧告等の発令判断支援のため、平時からの「あなたの町の予報官」による解説や気象防災データベースの活用等、危険度分布等の防災気象情報をより活用していただくための取組を強化。

随時

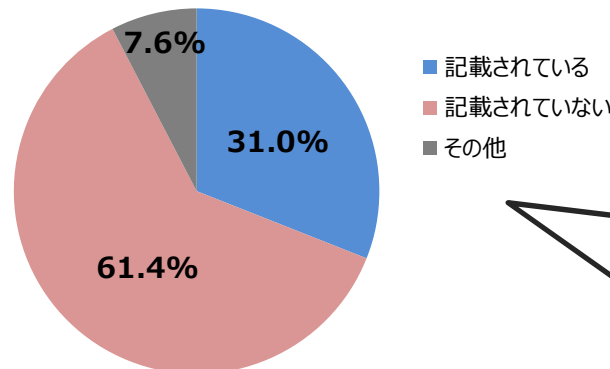
### 気象庁アンケート

- 特定の格子だけで「警戒」（警戒レベル3相当）になることが多いが災害との対応は悪いので、大雨警報の基準の見直しを行っていただきたい。（徳島県A市）
- 一部の河川で「警戒」（警戒レベル3相当）が出たが、当該流域のライブカメラで確認しても、水位の上昇が全く見られなかった。（大阪府A市）

「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」の「非常に危険」（警戒レベル4相当）を避難勧告判断マニュアル等に記載しているか



「洪水警報の危険度分布」又は「流域雨量指数の予測値」を避難勧告判断マニュアル等に記載しているか



避難勧告等の判断マニュアル等への記載については、依然として十分とは言えない。

※令和元年房総半島台風・東日本台風等による大雨・暴風に関する気象庁実施アンケート結果より集計（回答自治体数は756）

適中率向上を目指し、「危険度分布」の基準の見直しを実施することにより、さらなる活用を促進。

# 4. 「危険度分布」を住民自ら避難の判断に利活用できるよう広報を強化

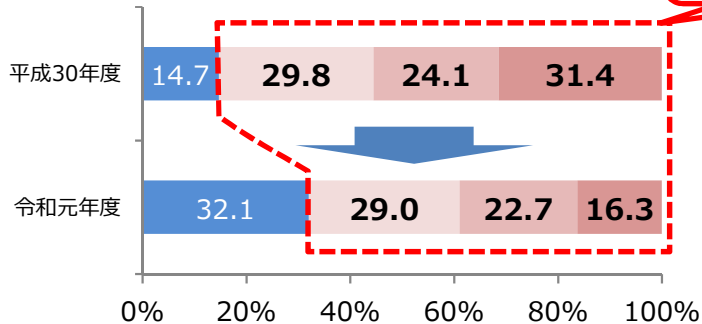
随時

〔令和2年出水期を目途に実施〕

➤ 「危険度分布」を住民自ら避難の判断に利活用できるよう、「危険度分布」の認知度・理解度を上げるための広報をさらに強化。

## 気象庁アンケート

あなたは、「危険度分布」をご存じでしたか



依然として認知度・理解度は低い。

- 名前を知っており、内容も理解していた
- 名前は知らなかったが、このような情報があることは知っていた
- 名前は知っていたが、このような情報は知らなかった
- 全く知らなかった

※1 「気象情報の利活用状況等に関する調査報告書」(平成31年3月)より集計 (回答数は2000)。  
 ※2 「気象情報の利活用状況等に関する調査報告書」(令和2年公表予定)より集計 (回答数は2000)。

## リアリティのある動画で周知広報

～気象科学館でも上映～



リアリティのある動画で周知広報

虎ノ門新庁舎に新たに開館する気象科学館 (イメージ)

## SNS等の活用による積極的な広報



インフルエンサー等による強力な広報の実施



## 子ども向け「危険度分布」リーフレット



幅広い年代への周知広報を強化

イメージ

# 4. 「危険度分布」で本川の増水に起因する内水氾濫の表示を改善

〔令和2年出水期を目途に実施〕

- 「危険度分布」において「本川の増水に起因する内水氾濫（湛水型の内水氾濫）の危険度」も確認できるよう、本川流路の周辺にハッチを掛けて危険度を表示するように改善する。
- 雨が降っていない場合であっても、本川の流域雨量指数が一定の値に到達した場合には、支川氾濫の危険度の高まりについて自治体への連絡等を実施するよう改善。

5月28日から

今出水期から

## 改善案（イメージ）

洪水警報の危険度分布



- 指定河川洪水予報
- 水位情報(川の防災情報)



平成30年7月豪雨の被害状況  
 ○由良川沿川の舞鶴市、福知山市において浸水被害が発生。  
 (※床上浸水 合計約170戸、床下浸水 合計約600戸)



平成30年7月豪雨の概要（近畿管内）《第8報》  
 平成30年8月10日近畿地方整備局

本川の増水に起因する内水氾濫（湛水型の内水氾濫）の危険度  
 (河川の増水によって周辺の支川・下水道からの排水ができなくなることで発生する内水氾濫は洪水被害のおそれがあると認められるときに発表。)

- 警戒【警戒レベル3相当】
- 注意【警戒レベル2相当】

ハッチ表示はON/OFFできるようボタンを追加(デフォルトOFF)



ボタンON時に凡例を表示

# 5. 暴風災害に対する呼びかけを改善（1）

【令和2年出水期を目途に実施】

- 暴風災害に対する強い危機感が確実に伝わるよう、暴風により起こりうる被害を分かりやすく解説するとともに暴風時に取るべき行動も併せて解説を実施。 **今出水期から**
- このほか、暴風特別警報について、一律に「伊勢湾台風」級の台風等が来襲する場合に発表しているものを、地域毎に発表基準を定める※1ことができないか検討を進める※2。

※1 建築基準法の風荷重規定の基準風速として50年に1度の風速（例：千葉県38m/s）を参考とすることも一案。

※2 台風等を要因とする暴風以外の特別警報についても、今後の整理を検討していく。

## 暴風災害に対する呼びかけ改善の方向性

- ✓ 起こり得る被害に言及した「風の強さと吹き方」の表を記者会見や台風説明会で積極的に活用。
- ✓ 「一部の住家が倒壊するおそれもある40メートルの風速」といった呼びかけを積極的に実施。
- ✓ 暴風時に取るべき行動も併せて解説。

## 風速と起こりうる被害の対応表

※ 日本風工学会の「瞬間風速と人や街の様子との関係」を参考に作成。

平均風速 (m/s) およびその範囲	人への影響 走行中の車	屋外・樹木の様子	建築物	およその 瞬間風速 (m/s)
35~40 約140km/h	走行中のトラックが 横転する。 	多くの樹木が折れる。 電柱や電灯が折れるものがある。ブロック壁で倒壊するものがある。 	外装材が工務窓にわたって舞散り、ガラスが破損するものがある。 	50
40~			住家で倒壊するものがある。鉄骨構造で実用するものがある。 	

記者会見や  
台風説明会等で  
積極的に活用。

## 暴風時に取るべき行動の呼びかけ

※ 竜巻に関するリーフレットより。



# 5. 暴風災害に対する呼びかけを改善（2）

令和2年9月から

【令和2年9月に実施予定】

- 台風が発達すると予想される熱帯低気圧の段階から、5日間先までの台風進路・強度予報を提供するよう改善を図る。（9月予定）

## 発達する熱帯低気圧に関する情報の充実

現行

令和元年房総半島台風  
(台風第15号)での事例



1日先以降の予報がなく、事前対策が取れない

台風になる前の熱帯低気圧

台風となる前から予報を提供

まだ台風になっておらず、1日後のみの予報を提供

房総半島台風のような非常に強い台風が、より日本近辺で発生した場合、災害への事前対策が間に合わない可能性がある。

改善後

5日先までの予報を提供



強い勢力で接近することが分かり、事前対策が取れる

熱帯低気圧の段階から5日先までの予報を提供

今後も、日本近海で台風が発生するおそれ

台風になる前の段階から5日先までの予報を提供し、地域におけるタイムライン等の防災対応を支援する。

日本付近で発生する台風に対しても、十分事前から具体的な対策がとれるようにし、被害の縮減を図る。



- 気象情報等で、直前の予報や発表情報からの重要な変更が生じた場合には、その旨確実に強調して解説するよう改善。
- 引き続き予測精度の向上に努める。

### 予想が大きく変わった場合の解説の改善の方向性

- ✓ 直前に発表した情報に記載した予想雨量や対象地域から大きく変わった場合には、臨時の気象情報（短文形式や図形式）を発表してその旨を明示し、SNSも併用して周知に努めるほか、予想に反して多大な災害発生が切迫している場合には緊急記者会見の実施も検討。
- ✓ 直前に発表した情報に記載した予想雨量や対象地域から大きく変わった場合には、市町村に対してホットライン等により、重要な変更について丁寧に解説。
- ✓ 自治体はどのようなタイミングで、どのような情報を必要としているのかの把握に努め、予測が困難な現象があることについて、平時から周知に努める。

# 5. 気象キャスターとのさらなる連携の強化

随時

〔来出水期を目途に実施〕

➤ 気象キャスター等が、水害・土砂災害の情報や河川の特徴等、気象情報だけでなく災害情報についても発信できるよう、河川・砂防部局等と協力し、気象キャスターや報道機関、ネットメディア等との意見交換や勉強会等の実施を通じた連携を各地で推進

新型コロナウイルス対策により通常の講習会等開催が厳しいことを踏まえ、講習形式の動画を配信

## 住民自らの行動に結びつく水害・土砂災害ハザードリスク情報共有プロジェクト

～天気予報コーナー等での地域における災害情報の平常時から積極的解説～

日常生活予報コーナー等での地域における災害情報の平常時から積極的解説

自治体職員と気象キャスターとの平常時から連携を強化し、雨前や台風シーズン際の早めの天気予報や気象情報の放送時に、気象キャスターがその地域に特化したハザード情報、リスク情報、水害・土砂災害情報等、河川の特徴や観測所の見方等を解説する。



災害情報についても気象キャスターが発信できる連携を各地で強化

(具体例)  
大雨時にメディアが利用可能な解説する資料を事前に作成し、事前配布する 等。



## 地方メディア連携協議会

～近畿地方整備局・大阪管区気象台の例～



## 報道機関や気象キャスターとの勉強会

～名古屋地方気象台の例～



～台風・豪雨から「自らの命は自らが守る」基本的な知識ととるべき行動を学ぶ～

eラーニング教材の特徴

- ・ 時間や場所を気にせず誰でも自由に受講できるよう、気象庁ホームページで公開。
- ・ 5つのステップで、自宅の災害リスク、いつ、どこへ避難すべきか※を学習。
- ・ 各ステップごとのふりかえりテストで、重要ポイントを確認しながら学習。
- ・ 誰でもスムーズに学習できる、動画（各15～20分程度、音声解説付）形式の教材。
- ・ できるだけ一方的な説明・解説を避け、受講者にも一緒に考えてもらう教材。

※ 内閣府が「避難の理解力向上キャンペーン」として全国展開する「避難行動判定フロー」「避難情報のポイント」を基本とする内容  
(内閣府公開資料) <http://www.bousai.go.jp/fusuigai/typhoonworking/pdf/houkoku/campaign.pdf>



音声解説付き動画教材  
(教材イメージ)

アドレス : <https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/jma-el/dounigeru.html>

学習する5つのステップ

01. 避難の理解からはじめよう  
(避難を行うためのポイントを理解しよう)
02. あなたの家は大丈夫？  
(あなたの家の災害リスクを知ろう)
03. どこに逃げたらいい？  
(大雨の時の避難先)
04. 避難するときどうする？  
(避難にかかる時間を考えよう)
05. いつ逃げたらいい？  
(あなたの避難のタイミングを考えよう)

台風・豪雨時に備えて  
・ 自宅の災害リスク  
・ いつ避難すべきか  
・ どこへ避難すべきか  
…が学べます。



パソコンやスマホ等で  
時間や場所を気にせず  
自由に受講  
(住民の皆さん)

今回公開する教材に対する受講者からの意見等を踏まえつつ、自主防災組織（自治会）、学校など、様々な団体やグループで学習できるよう、今回の教材の内容をベースとした参加型（ワークショップ）教材を、令和2年秋公開を目指して制作する計画

※本教材は、諏訪清二先生（兵庫県立大学 特任教授、防災学習アドバイザー・コラボレーター）の助言を受けながら制作しました。